

西部総合処理センター焼却施設
整備・運営事業

実施方針

令和7年1月

西宮市

目次

I 事業内容に関する事項	1
II 民間事業者の募集及び選定に関する事項	13
1 事業者の募集及び選定方法	13
2 事業者の募集及び選定の手順	13
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	15
4 審査及び選定に関する事項	19
5 落札後の手続き	20
6 提出書類の取扱い	21
III 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	22
1 基本的考え方	22
2 予想されるリスクと責任分担	22
3 事業の実施状況のモニタリング	22
IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1 計画地に関する事項	22
V 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
1 係争事由に係る基本的な考え方	22
2 管轄裁判所	23
VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合	24
2 本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合	24
3 当事者の債務不履行によらず事業の継続が困難となった場合	24
4 その他	24
VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	25
2 その他の支援	25
VIII その他本事業の実施に関し必要な事項	25
1 議会の議決	25
2 情報提供	25
3 応募に伴う費用負担	25
4 実施方針に関する問合わせ先	25
様式第1号 実施方針に対する質問及び意見書	26
様式第2号 要求水準書(案)に対する質問及び意見書	27
様式第3号 要求水準書(案)の添付資料請求書兼制約書	28
別紙1 事業スキーム図	29
別紙2 計画地案内図	31
別紙3 本市と事業者の業務分担表	33
別紙4 建設費及び委託料の物価変動の判断に用いる指標	37
別紙5 予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表	38
別紙6 モニタリング及びペナルティ制度	40
1. モニタリングの目的	40
2. 要求水準を保つための措置	40
3. モニタリング方法	41
(1) 運営・維持管理事業者によるセルフモニタリング	41
(2) 本市によるモニタリング	42
4. ペナルティ制度による措置	42
(1) 是正勧告の内容	42
(2) 是正勧告の基準	43
(3) 減額等の措置	44
(4) 費用の負担	45

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

市	: 西宮市をいう。
本事業	: 西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業をいう。
整備	: 本施設の設計及び建設（既存施設の解体を含む）をいう。 なお、焼却施設の建設及び既存焼却施設の解体は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて実施する計画である。また、交付金裏及び交付対象外については地方債（一般廃棄物処理事業債）を適用する計画である。さらに、地方税法702条により都市計画法に基づいて行う都市計画事業には都市計画税が使用できるとされており、都市計画法第11条第1項3号によりごみ焼却場は都市施設とされていることから、施設整備費には都市計画税を充当する計画である。
設計	: 事業者が本書及び技術提案書に基づき行う設計（実施設計）をいう。
建設	: 事業者が本書及び技術提案書、事業者が本事業において作成する実施設計図書等に基づき行う本施設の建設（既存施設の解体を含む）をいう。なお、解体撤去工事は、本施設の整備において、建設用地内に現存する廃棄物処理施設等を順次解体撤去するものである。
運営・維持管理	: 事業者が行う本施設の運営（供用、維持管理、補修等を含む）をいう。
本書	: 西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業要求水準書（添付資料を含む）をいう。
技術提案書	: 要求水準書を基に入札参加者が市へ提出する本施設の整備及び運営・維持管理に関する提案図書をいう。
基本設計図書	: 入札参加者が提出する提案図書のうち、各種図面や計算書を含む設計図書をいう。具体的には入札説明書に提出物の項目を示す。
契約設計図書	: 落札者が市との契約に当たり、基本設計図書を基に作成し提出するものをいう。
実施設計図書	: 事業者が設計業務において作成する図書をいう。
本施設	: 本事業で整備する新焼却施設（運営・維持管理事業者の事務所を含む）、仮施設（仮設ランプウェイ、仮設計量棟、仮設ガス元弁小屋、仮設構内道路等）、その他施設（計量棟、管理棟、外構施設等）を総称していう。本事業で既存焼却施設等を解体した跡地に整備する外構も含むものとする。
新焼却施設	: 現行の循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/2）として整備するものである。そのため、『エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課』より、以下の要件を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none">・エネルギー回収率22.0%相当以上とすること。・施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準に適合すること。また、一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること。ただし、循環型社会形成推進交付金に係る基準とする。・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること。・災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること。 ※詳細は上述マニュアルを参照し、適切に実施すること。
仮施設	: 本事業において敷地内建替工事を実施するに当たり、既存施設の機能を維持するために整備する仮施設（仮設ランプウェイ、仮設計量棟、仮設ガス元弁小屋、仮設構内道路等）の全般をいう。
その他施設	: 計量棟、市職員事務所や見学者説明室等を含む管理棟、外構施設等（構内道路、駐車場・駐輪場、植栽、浄化槽、雨水排水施設等）をいう。なお、管理棟は焼却施設との合棟でも可とする。
ハイブリッド型直営方式	: Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法と、運営・維持管理において一部を直営で行う方式を複合させた方式をいう。
事業者	: 市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業、及びSPC（Special-Purpose-Company：構成企業が本事業のうち運営・維持管理業務を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社）（SPCを設立する場合）で構成される。なお、本書内で「事業者」と記載する場合、建設JV等を指す場合や、運営・維持管理事業者を指す場合があるため、記載場所に応じて適宜判断するものとする。
設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。なお、建屋の建築設計は、焼却施設のプラント設計企業が担うこと。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設、及び既存施設の解体を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営業務を行う者をいう。
維持管理企業	: 事業者のうち本施設の維持管理業務を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。SPCを設立する場合その最大出資者となる。
構成員	: 構成企業のうち、SPCを設立する場合に出資を行う企業をいう。

協力企業	: 構成企業のうち、SPCを設立する場合に出資を行わない企業をいう。
建設JV等	: 市と工事請負契約を締結する、設計企業と建設企業による共同企業体をいう。また、共同企業体を設立せず、焼却施設の建設を担当する建設企業が元請となり、他の企業がその下請けとなる形態を取る場合の、元請企業単体も含むものとする。
運営・維持管理事業者	: 市と運営・維持管理業務委託契約を締結する、選定された入札参加者の構成企業のうち運営企業・維持管理企業をいう。ただし、SPCを設立する場合には、SPCをいう。
基本協定	: 市と落札者が、事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続について定めるものをいう。
基本契約	: 事業者による本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
工事請負契約	: 本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、市と建設JV等が締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	: 本事業における運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、市と運営・維持管理事業者が締結する契約をいう。
事業契約	: 基本契約、工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
施工監理	: 事業者が実施する全ての設計・建設業務の実施状況について市が行う監理をいう。(建築士法に定められる「工事監理」を含むものとする。)なお、市は、施工監理業務を第三者に委託する場合がある。
工事監理	: 本事業において事業者が作成する実施設計図書と工事とを照合し、実施設計図書のとおりにより工事が実施されているかいないかを確認することをいい、建築士法及び国交省告示第8号で定められる「工事監理」をいう。本事業では市及び施工監理業務受託者の所掌とする。 なお、工事監理の対象範囲は建築設備工事、外構工事等を含めた、事業者が行う建築関連の全ての工事とする。
運営モニタリング	: 事業者が実施する運営・維持管理業務の実施状況についての市が行う監理（モニタリング）をいう。
延命化工事	: 本施設の耐用年数（概ね20年）をさらに延ばす為に必要な大規模な工事（基幹的設備改良工事と同意）をいい、本事業期間終了後に別途実施を想定するもの。
大規模補修工事	: 補修の実施箇所及び実施基準が明確であり、対象が広範囲又は設備の主要部分で、補修費が高額となる補修工事をいい、本事業の範囲において行うもの。

I 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

(3) 公共施設等の管理者

西宮市長 石井 登志郎

(4) 事業場所

兵庫県西宮市西宮浜3丁目8番

(5) 事業目的

本市の焼却施設は、西部総合処理センター及び東部総合処理センターの2施設体制である。このうち、平成9年9月に竣工した西部総合処理センター焼却施設は老朽化が進行したため、更新が必要となっている。

このような状況を踏まえ、「西宮市西部総合処理センター焼却施設整備基本構想（令和4年11月）」及び「西宮市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度一部見直し）」において、ごみの減量に伴い、効率よく焼却、熱利用を行うため、2施設ある焼却施設を1施設に集約した新たな西部総合処理センター焼却施設を整備することとした。また、「西部総合処理センター焼却施設整備基本計画（令和6年3月）」では、基本構想等で定めた基本的な方向性を踏まえたうえで、地域の状況や立地条件等を考慮し、処理機能の確保、施設配置及び搬出入車動線等を検討するとともに、環境保全目標、地球温暖化対策、プラント設備計画など、新焼却施設の具体的な仕様を定めた。

本事業は、民間事業者のノウハウを活用することにより、本施設の効率的な整備を行い、ごみの継続的な安定処理や、市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。また、地球環境に負荷の少ない循環型社会・低炭素社会の構築に向け、省エネルギー化や再生エネルギーの有効活用により温室効果ガスの発生抑制を図ることを目的とする。

なお、新焼却施設の建設及び既存焼却施設の解体は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて実施する計画であることから、交付要件を満たすように整備を行うこと。

(6) 本施設の概要

ア. 整備する施設

本事業において新たに整備する施設の内容は次のとおりである。

敷地面積	西部総合処理センター側	40,998.77m ² ※敷地内では、既存焼却施設の稼働を継続しながら本施設の建設を行う必要があることに留意すること。また、既存焼却施設の解体時には、新焼却施設の稼働を継続しながら工事を行う必要があることに留意すること。 ※現場事務所、工事関係車用の駐車場、資材置場等の工事用地について、本敷地で不足する場合は、事業者にて確保しなければならない。
	環境事業部庁舎側	5,000.04m ²
施設規模	焼却施設	432t/日 (144t/日×3 炉) ※炉型式は「全連続燃焼式ストーカ炉方式」とする。 ※燃焼ガス冷却方式は廃熱ボイラー式とする。
	小動物専焼炉	100kg/日以上×1 基 ※全炉休止中に小動物専焼炉を稼働できない場合は、全休炉期間日数分を下限とした小動物保冷库を設置することとする。

イ. 解体撤去する施設

本事業において解体撤去する施設は、以下に示す表のとおりである。解体撤去範囲には、煙突、構内雨水排水設備、門囲障、舗装、植栽その他外構設備を含むこととするが、既存施設及び外構のうち市と協議により再利用するとしたものは、この限りではない。ただし、再利用可否に際しては、本工事後に本施設を40年間使用することを前提に、既存構造物の健全性を含めて事業者が判断すること。

		構造	階数	建築面積[m ²]	延床面積[m ²]	跡地利用
破砕選別施設	破砕機棟 (110t/5h)	SRC	3	3,711.57	6,774.59	新焼却施設を整備
	機械選別棟	S	5	456.93	1,265.58	
	渡り廊下	S	2	48.58	48.58	
	貯留棟	RC	1	501.35	501.35	
	廃家電保管ヤード	S	1	156.00	156.00	
	合計	—	—	4,880.93	8,746.1	
リサイクルプラザ (啓発施設)		S	1	692.12	681.32	災害廃棄物置場 南北を分ける中央境界線*より南側は、新管理棟や駐車場を配置しても可とする。 ※要求水準書添付資料11: ④竣工時の全体配置イメージ[施設整備基本計画より]を参照のこと。
焼却施設	焼却棟 (175t/日×3 炉)	SRC, RC, S	M6	9,385.158	24,523.99	
	管理棟	RC	3	919.47	2,532.60	
	計量棟・守衛棟	S	1	394.68	328.90	
	蒸気配分設備棟	S	1	110.79	110.79	
	危険物倉庫	RC+S	1	30.00	30.00	
	量水器小屋	RC	1	10.00	10.00	
	ガス元弁小屋	RC	1	9.90	9.90	
合計	—	—	10,859.99	27,546.18		
仮設施設	仮設ランプウェイ					事業者の設計に拠る
	仮設計量棟					
	仮設ガス元弁小屋					
	仮設構内道路					
	仮設構内排水設備					

(7) 処理対象物

焼却処理対象物は、以下のとおりである。

- ・可燃ごみ（もやすごみ）
- ・植木粗大
- ・汚物等
- ・破碎可燃等（破碎選別施設から発生する可燃物）
- ・資源残渣（破碎選別施設、プラスチック資源中間処理施設から発生する可燃物）
- ・災害廃棄物
- ・近隣市との相互支援による搬入ごみ

なお、市として処理するごみは、要求水準書添付資料 10 に示す「一般廃棄物処理基本計画」及び「ハローごみ」に記載されているごみの種類である。上記の処理対象物の性状はこれを前提とすること。ただし、下表に示すとおり、「ハローごみ」は現在の分別区分であり、新焼却施設供用開始時点の分別区分については「一般廃棄物処理基本計画」を参照すること。新焼却施設の稼働開始時点（令和 14 年度）には、現状の「ペットボトル」の区分はなく、「缶・ペットボトル」と「びん」の区分が追加される計画である。

表 ごみの分別区分（現状）

区分	品目
もやすごみ （可燃ごみ）	生ごみ、皮革・ゴム類、再資源化できない紙・布・その他プラ等、かさ、使用済小型家電等
もやさないごみ （不燃ごみ）	小型複合製品、陶磁器、小型金属製品、ガラス製品、スプレー缶、電池、蛍光灯等
資源A	新聞、紙パック、古着、ダンボール
資源B	雑誌、古本、チラシ・雑紙、紙箱・紙袋
ペットボトル	ペットボトル（ペットボトルマークのついているもの）
その他プラスチック類 （容器包装プラスチック）	プラスチック製容器包装（プラマークのついているもの）
粗大ごみ	家電品（家電リサイクル対象品を除く）、家具類、寝具類、自転車、その他 ※粗大ごみとなる目安：長さ 40cm 以上、または、重さ 5kg 以上

表 ごみの分別区分（令和 14 年度）

区分	品目
もやすごみ	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・再生資源化できない紙、布 等
その他不燃ごみ	小型複合製品・かさ・使用済小型家電、陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯 等、指定袋に入るもので、かつ 5kg 未満のもの
粗大ごみ	家電品（家電 4 品目除く）・家具類・寝具類・その他不燃ごみの指定袋に入らないもので、かつ 5kg 以上のもの
缶・ペットボトル	スチール缶・アルミ缶・ペットボトル
びん	ガラスびん
資源（紙資源等）	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋 等
プラスチック資源	プラスチック製容器包装（プラマークのついているもの）、製品プラスチック（プラ単一素材かつ長さ 50cm 未満）

(8) 事業内容

ア. 事業方式

「ハイブリッド型直営方式」（市の所有となる施設について、一部直営を残し、設計・施工及び運営・維持管理を一括して発注する DBO（設計：Design、建設：Build、運営：Operate）方式）とする。

イ. 契約の形態

(ア) 本市と事業者は、基本協定を締結し、基本協定に基づき基本契約を締結する。

(イ) 基本契約に基づき、市と建設 JV 等は工事請負契約を締結する。

(ウ) 基本契約に基づき、本市と運営・維持管理事業者は運営・維持管理業務委託契約を締結する。

ウ. 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ア) 設計・建設業務期間：令和 8 年 7 月上旬～令和 17 年 3 月 31 日（約 8 年 9 ヶ月間）

ただし、以下に定める期日までに各施設の整備を完了させるものとする。

<第 I 期工事>：令和 10 年 3 月頃まで

①既存植栽帯の撤去

※工事のために必要な範囲の撤去とする。ただし、要求水準書添付資料 9 に示す計画策定段階事前協議書に従い、可能な限り既存植栽を存置すること。

※植栽撤去のタイミングは、事業者提案に委ねる。

②既存リサイクルプラザ（啓発施設）の解体

※既存リサイクルプラザの機能を、令和 8 年 4 月 1 日に東部総合処理センターへ移転する。

その後、市にて、令和 8 年 6 月末までにリサイクルプラザ内の後仕舞いを実施するため、解体開始はそれ以降に可とする。

③仮設計量棟の設置

④仮設ガス元弁小屋の設置

※既設ガス元弁小屋は東側敷地境界付近（南側の既設入退場門付近）にある。新焼却施設建設工事で支障がある場合、仮設ガス元弁小屋を設置し、既存ガス引込及び元弁から既存焼却施設への接続部の切替の後、既設ガス元弁小屋を撤去すること。新焼却施設建設工事で支障がなければ、既設ガス元弁小屋を継続使用することも可とする。

⑤既存上りランプウェイの拡幅（下り用の仮設ランプウェイの設置）

※仮設ランプウェイは建築物扱いとなるため計画通知が必要である。

⑥仮設入退場門の設置

⑦仮設構内道路等の整備

⑧工作室南側倉庫壁の撤去、及び通路としての整備

⑨既存下りランプウェイの撤去

⑩既存計量棟・守衛棟の解体

- ⑪既存焼却施設の非常用発電機用給油口へのアクセスルート確保
- ⑫既存焼却施設の屋外消火栓へのアクセスルート確保
- ⑬環境事業部庁舎向けの仮設蒸気配管設置・既存蒸気配管の撤去（必要に応じ）
- ⑭既存破砕選別施設の解体

※既存破砕選別施設の機能を、令和8年4月1日に東部総合処理センターへ移転（予定）する。その後、市にて、令和8年10月末までに既存破砕選別施設内の後仕舞いを実施するため、解体開始はそれ以降に可とする。後仕舞い作業に影響しない範囲で施設内作業を行うことも可とするが、作業内容は市の承諾を得たもののみとする。

<第Ⅱ期工事>：令和14年5月末まで

①新焼却施設の整備

※運営・維持管理事業者事務所エリアを含む。

※令和9年度中に着工し、交付対象内の建築物について一部出来高を上げること。

※既存東部総合処理センター焼却施設は、令和14年度末までに後仕舞いを実施する必要があるため、令和14年1～2月に稼働を停止する予定である。また、既存西部総合処理センター焼却施設は、令和14年3月初から後仕舞いを実施する予定である。そのため、遅くとも令和14年2月初旬から、新焼却施設でのごみの全量受入を開始すること。

②新管理棟（市職員用）の建設

※新焼却施設内に、その機能を含めること。

※新焼却施設内に収まらない場合には、第Ⅲ期工事において別棟での建設も可とするが、既存焼却施設解体跡地の将来的な利用を考慮し、敷地の中央より南寄りに建設すること。

<第Ⅲ期工事>：令和17年3月末まで

※新焼却施設の試運転（負荷運転）開始から3年以内に既存焼却施設の解体を含む第Ⅲ期工事全体を完了させること。

①既存焼却施設のダイオキシン等調査

②既存焼却施設の解体

※既存西部総合処理センター焼却施設の後仕舞いを市にて令和14年3月初～5月末に実施するため、解体開始はそれ以降に可とする。

※新焼却施設の試運転（負荷運転）開始から3年以内に既存焼却施設の解体を完了させること。

③既存管理棟の解体

※既存管理棟の機能を、新焼却施設内の管理エリア（または新管理棟）の竣工後に移転するため、解体開始はそれ以降に可とする。新管理棟の建設、及び既存管理棟の解体に向けて、一時的に仮設管理棟を作る場合、その機能は既設管理棟と同程度を有するものとするが、新焼却施設を供用開始していることも考慮の上、詳細は市と協議し決定する。なお、市の引越期間は市と協議のうえ決定することとし、引越費用は事業者負担とする。

④仮設計量棟の撤去

⑤仮設ガス元弁小屋の撤去

⑥既存上りランプウェイ（第Ⅱ期工事期間中は上りで使用）の撤去

⑦仮設ランプウェイ（第Ⅱ期工事期間中は下りで使用）の撤去

⑧仮設構内道路等の撤去

⑨外構施設等の整備

(イ) 運営・維持管理業務期間：令和8年7月上旬～令和34年3月31日（約25年9か月間）

※うち施設竣工後の期間は、令和14年6月1日～令和34年3月31日（19年10か月間）

事業契約締結日の翌日～令和14年5月31日までの期間は、運営・維持管理事業者は施設
の設計・建設業務に積極的に関与すること。

エ. 事業期間終了後の措置

事業者は、本業務期間終了後において、要求水準を満足する状態を保って、本市に引継ぐものとする。

オ. 事業の対象となる業務範囲

(ア) 事業者が行う業務

①調査等に関する業務

- ・電波障害調査
- ・解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等の調査
- ・土壌汚染状況調査（地歴調査を踏まえて必要に応じて）
- ・施設の整備に必要な調査（補完的な測量・地質調査等を含む）
- ・生活環境影響調査の見直し（技術提案内容の反映・見直し）

②本施設の設計に関する業務

- ・整備対象施設の実施設設計
- ・解体対象施設の解体設計

③本施設の建設等に関する業務

- ・整備対象施設のプラント工事
- ・土木建築工事（環境事業部庁舎への構内配線敷設工事を含む。）
- ・解体撤去工事
- ・その他の工事等（試運転及び運転指導、保安設備に係る工事、電力・用水・ガス・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込みに係る工事、その他必要な工事）

※ユーティリティの引込みにかかる供給元への工事負担金について、電力・用水・ガスを含めて入札価格に含めること。全ての工事費負担金が明確になった時点で清算する。（具体的に含めるべき金額は入札公告時には指定する。）

- ・試運転（各種性能試験や運転指導を含む。）

④本施設の運営・維持管理に関する業務

- ・受入管理業務

※基本的には市所掌であるが、時間外（夜間及び市の非営業日（日曜日と1/1～3））の受入管理業務は事業者所掌とする。なお、直接搬入車の8:00～16:30（月～土）を「時間内」とし、対象以外は「時間外」扱いとする。

※時間内においても受付計量時の支援、車両誘導・指示（計量棟やプラットホーム以外の場所での対応や、混雑時・繁忙期における対応）、展開検査実施の際の支援（機器操作に関

すること等)を行うこと。ただし、廃棄物搬入以外の車両誘導・指示について、啓発施設に関する車両は市所掌、その他車両(薬品など)は事業者所掌とする。

※インターネット予約受付システムの保守管理、利用方法に関する市民等からの問合せ対応等を行うこと。

※搬入廃棄物の性状(ピットごみを対象にしたごみ質分析)を含む。

・運転管理業務

※運転に必要な薬品等の調達・管理、必要な電力・用水・ガス等のユーティリティに係る料金の負担(市が使用するエリア(管理棟、計量棟、プラットホーム等)での使用分も含む)や、市が使用する重機燃料やEV重機・EV公用車の電気料金の負担を含む。(ただし、公用車の燃料代(ガソリン)は市所掌とする。)

※焼却残渣の性状分析を含む。

※焼却灰、危険物・有害物・適正処理困難物等について、引取先や搬出業者の選定は市が行う。事業者は、連絡・調整・積込を行うこと。

※余剰電力の売却先の選定は市が行い、売電収益は、試運転期間中も含め市に帰属することとする。

・環境管理業務

※排ガス分析、作業環境測定、その他必要な分析を含む。

※生活環境影響調査の事後調査を含む。

・電力管理業務

※発電・送電計画の作成、及び環境事業部庁舎の電力供給を含む。

・啓発業務

※啓発設備の更新、説明用パンフレットの改訂・発行等、及びホームページの運営(設計・建設業務で開設したもの)を含む。

※市が行う啓発業務について、市からの要請があった場合には協力すること。(施設見学に関する一般市民・社会科見学・行政視察等の受付と、見学時の案内、自由見学者からの問合せ対応等は市が行う。)

・その他関連業務(清掃、植栽管理、防火管理・防災管理、保安・防犯、周辺対応)

・情報管理業務(運営関連)

・維持管理業務

※環境事業部庁舎への構内配線維持管理を含む。

※市が受入管理業務において使用する備品(必要に応じて)・機器(展開検査装置等)の定期点検・補修を含む。ただし、市が使用する重機等(ホイールローダ、回転式フォークリフト、搬送車両等)の定期点検・補修は市所掌とする。

※長寿命化計画(施設保全計画)の作成・実行、及び市が作成する長寿命化計画(延命化計画)への助言・支援を含む。

・情報管理業務(維持管理関連)

・運営・維持管理状況に係るセルフモニタリング

・運営・維持管理業務終了時の性能試験

⑤その他の業務(設計・建設、運営・維持管理において共通)

- ・近隣対応（建設工事、運営・維持管理業務に関するものなど事業者が行うべきもの）
- ・市が行う近隣対応の支援
- ・必要な諸官庁届出等（事業者が行うべきもの）
- ・一般廃棄物処理施設設置届・交付金申請など市が行う諸官庁届出等の支援（経費負担を含む）
 ※市は、本事業の実施に関して、交付金の活用を予定している。交付金の申請・実績報告等の手続は市において行うが、事業者は手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。事業期間中に会計検査を受けることになった場合、検査対応のための書類作成や、検査当日の応援等に協力すること。
- ・保険の加入等（事業者が行うべきもの）
- ・市が策定する一般廃棄物処理に関する各種計画への助言・支援、市が行う業務（受入管理業務、運転管理業務、維持管理業務等）への助言・支援

(イ) 本市が行う業務

①調査等に関する業務

- ・アスベスト等調査（代表点のみ）
- ・土壌汚染状況調査（地歴調査まで）
- ・施設の供用に係る生活環境影響調査（施設基本計画に基づくもの）

※上記の調査結果や、既存の測量・地質調査結果等は、要求水準書添付資料を参照すること。

②本施設の設計に関する業務

- ・事業者が行う設計の監理

③本施設の建設等に関する業務

- ・既存施設からの不要備品等の撤去

※ごみピット内のごみ、灰ピット内の灰は、クレーンで可能な範囲で撤去する。貯留設備内の薬品等も同様に、排出装置で取り出せる範囲で撤去する。その上で、残留するごみ・灰については、解体工事において事業者が取り出し、指定の場所（焼却施設のごみピット等）に移動すること。また、薬品等については、解体作業を安全に行うためにフラッシング等を行い、産業廃棄物として処分すること。

- ・特記なき什器備品の設置

- ・電波障害対策工事

※要求水準書で規定された内容により電波障害が生じた場合は、その措置は市が行い、市は費用を負担する。ただし、事業者提案に基づく内容による電波障害が生じた場合は、その措置は事業者が行い、事業者が費用を負担すること。

- ・事業者が行う建設等の施工監理（工事監理を含む）

- ・事業者が行う試運転（各種性能試験や運転指導を含む）の確認

④本施設の運営・維持管理に関する業務

- ・受入管理業務

※ごみ収集、他施設から本施設へのごみの転送、計量・料金徴収、計量データの登録・修正、案内指示・受付確認、車両誘導・指示、荷下ろし時の不適物除去、展開検査・指導、ごみ質組成精密分析（収集車を対象にしたもの）等を行う。

- ※電話受付システムの運用を含む。(ただし、電話受付業務を市が行うための部屋は、設計・建設業務において事業者が用意すること。)
- ・運転管理業務
 - ※焼却灰、危険物・有害物・適正処理困難物等の引取先や搬出業者の選定(搬出日調整及び積込は事業者所掌)、余剰電力の売却先の選定、焼却灰(主灰・飛灰)の搬送・処分(積込は事業者所掌)を行う。
- ・維持管理業務
 - ※市が受入管理業務で使用する重機等の日常点検・給油作業、定期点検・補修は、市が行う。
 - ※長寿命化計画(延命化計画)の作成を行う。
- ・環境管理業務
 - ※環境保全違反時の対応は、市・事業者が協力して行うものとする。
- ・電力管理業務
 - ※環境事業部庁舎への電力供給に関すること。(責任分界点以降)
- ・啓発業務
 - ※施設見学に関する一般市民・社会科見学・行政視察等の受付、及び見学時の案内、自由見学者からの問合せ対応等を行う。また、啓発を目的とした各種イベントの開催・運営を行う場合がある。事業者はこれを支援すること。
- ・その他関連業務
 - ※市が受入管理業務で使用する計量棟・プラットホームの日常清掃は市が行う。
- ・情報管理業務
 - ※竣工図書等の変更に係る把握と確認、事業者から提出される各種計画書・報告書等の確認を行う。
- ・事業者が行う施設運営・維持管理のモニタリング
- ・事業者が行う運営・維持管理業務終了時の性能試験の確認
- ・既存施設の運転・維持管理
 - ※既存施設は下記の期間(運転完了～引き渡しまでの期間)、市にて運転・維持管理を行う。
 - 下記期間中、必要に応じて市の業務に支障がない範囲であれば調査等の作業を行うことは可とするが、作業内容は市と協議のうえ決定すること。なお、事業者の作業に起因して発生した事象(既存施設の破損等)は、事業者が責任をもって対応すること。対応内容は市と協議のうえ決定すること。
 - ・既存リサイクルプラザの維持管理：令和8年6月末まで
 - ・既存破砕選別施設の運転・維持管理：令和8年10月末まで
 - ・既存計量棟・守衛棟の維持管理：仮設計量棟等の設置まで
 - ・既存焼却施設の運転・維持管理：令和14年5月末まで
 - ・既存管理棟の維持管理：新管理棟(または新焼却施設の管理エリア)竣工まで
 - ・その他既存物件の維持管理：その撤去まで
- ・排ガス中の硫黄酸化物に係る汚染負荷量賦課金の負担
- ⑤その他の業務(設計・建設、運営・維持管理において共通)
 - ・近隣対応

- ・必要な諸官庁届出等（交付金申請など市が行うべきもの）
- ・保険の加入等（市が行うべきもの）
- ・一般廃棄物処理に関する各種計画（一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画（搬入出計画、リサイクル、最終処分、余熱利用等）の策定、月単位・日単位でのごみ等搬入出計画の作成、災害廃棄物処理計画の策定）

カ. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 本施設の設計業務及び建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として事業者（建設JV等）に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとし、物価変動があった場合は、残工事費について改定する。ただし、変動後残工事費との差額のうち一定の範囲内においては事業者負担とする。

物価変動の判断に用いる指数は、別紙4に示す各物価指標とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して工事請負契約書に定める。

(イ) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は、運営・維持管理業務に係る対価は、固定費、変動費（搬入廃棄物量（実績値）に応じて変動）に区分し、固定費及び変動費については月ごとに委託料として事業者（運営・維持管理事業者）に支払う。また、物価変動に基づき、5年に1回改定することができるものとする。なお、委託料の構成は以下のとおりとする。

名称	概要及び支払い対象
固定費	固定費（人件費、直接物品費、インターネット予約受付システムの運営費、環境管理業務費、啓発施設運営業務費、その他関連業務費、機能検査・精密機能検査費、点検補修費、SPC経費等の運営に関わる諸費用、修繕費、光熱水費等）とし、施設の運営・維持管理業務に係る費用のうち、搬入廃棄物量の変動によらず必要となる固定的な費用を運営期間に渡り支払う。 当該固定費は、原則として平準化（長期役務提供契約の経理処理による平準化）を求め、月ごとの市の支払いは一定金額とするが、修繕費に関しては平準化を求めないこととする。ただし、可能な限り修繕工事を分散化させるなど、年度による修繕費の増減を抑えること。
変動費	変動費（燃料費、薬品費、光熱水費等）とし、焼却施設の運営・維持管理業務に係る費用のうち、搬入廃棄物量に応じて変動する費用を運営期間に渡り支払う。

委託料は、物価変動に基づき5年に1回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案し、下記の算式により定まる額とする。物価変動の判断に用いる指数としては、別紙4に示す各物価指標とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約書に定める。

【初回の改定】

$$P_n = P_i \times \frac{I_{n-1}}{I_7}$$

P_n : 改定後の令和n年度の委託料（固定費または変動費単価）

P_i : 提案による委託料（固定費または変動費単価）

I_{n-1} : 令和（n－1）年度の指標値の平均

I_7 : 令和7年度の指標値の平均

※ I_{n-1}/I_7 の値は小数点第3位を四捨五入する。

なお、固定費、変動費単価とも1円未満の端数は切り捨てとする。

【2回目以降の改定】

$$P_n = P_{i'} \times \frac{I_{n-1}}{I_{n'-1}}$$

P_n : 改定後の令和n年度の委託料（固定費または変動費単価）

$P_{i'}$: 前回改定後の委託料（固定費または変動費単価）

I_{n-1} : 令和（n－1）年度の指標値の平均

$I_{n'-1}$: 前回改定時に用いた指標値

※ $I_{n-1}/I_{n'-1}$ の値は小数点第3位を四捨五入する。

なお、固定費、変動費単価とも1円未満の端数は切り捨てとする。

(エ) モニタリング及びペナルティ制度

本市は運営・維持管理事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、委託費の減額を行うことがある。（詳細は別紙6を参照）

キ. 予定価格及び最低制限価格

予定価格（税込み）については入札公告時に公表する。下記合計が予定価格に相当するが、その内訳である建設工事費、運営・維持管理業務委託費についても、これを上回る入札は失格とする。

なお、最低制限価格は設けない。

1) 建設工事費 : ●●●●, ●●●● 千円

2) 運営・維持管理業務委託費（約25年9か月間） : ●●●●, ●●●● 千円

3) 合計 : ●●●●, ●●●● 千円

ク. 低入札価格調査

落札者候補の入札価格が調査基準価格を下回った場合等は、当該落札者候補を調査の対象者として、建設工事費内訳書、運営・維持管理業務委託費内訳書及び必要に応じ、その積算の基となる資料の提出を求め、調査を行うものとする。なお、調査基準価格については、詳細は入札公告時に公表する。

調査の結果、事業契約に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該落札者候補を失格とする。なお、失格基準価格は設けない。

ケ. 本市が申請を予定している交付金について

交付金の活用を予定している。交付金の申請・実績報告等の手続は市において行うが、事業者は手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。事業期間中に会計検査を受けることになった場合、検査対応のための書類作成や、検査当日の応援等に協力すること。

(9) 契約不適合責任

契約不適合責任については、要求水準書（案）に定めるとおりとする。

(10) 保険

保険の加入については、要求水準書（案）に定めるとおりとする。

(11) 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる法令・基準・規格等及び本業務に関連する各種法令等を遵守しなければならない。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、本事業への参加を希望する者を広く公募し、また、公平性及び透明性の確保、事業者における本市の意向の理解促進並びに事業者の創意工夫発揮の観点から、総合評価一般競争入札で行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表 募集・選定スケジュール（予定）

令和 7 年 1 月初旬	実施方針、要求水準書(案)の公表
令和 7 年 1 月末日	実施方針及び要求水準書(案)に対する質問及び意見の受付
令和 7 年 2 月末日	実施方針及び要求水準書(案)に対する質問及び意見への回答の公表
令和 7 年 7 月上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
令和 7 年 7 月上旬 ～10 月中旬	現地見学会
令和 7 年 7 月中旬	入札説明書等に対する質問の受付（第 1 回）
令和 7 年 8 月上旬	入札説明書等に対する質問回答の公表（第 1 回）
令和 7 年 8 月中旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
令和 7 年 8 月下旬	資格審査結果の通知
令和 7 年 8 月下旬	入札説明書等に対する質問の受付（第 2 回）
令和 7 年 9 月中旬	入札説明書等に対する質問回答の公表（第 2 回）
令和 7 年 9 月下旬	対面対話の実施
令和 7 年 10 月中旬	対面対話での確認事項に対する回答
令和 7 年 11 月末日	提案書の受付
令和 8 年 1 月下旬	入札書の受付（必要に応じて市が指示する場合は、修正提案書の受付も併せて行う。）
令和 8 年 2 月下旬	ヒアリング・開札・最優秀提案者の選定
令和 8 年 2 月末日	落札候補者の決定通知
令和 8 年 3 月上旬	低入札価格調査の実施
令和 8 年 3 月下旬	落札者の決定及び公表
令和 8 年 3 月末日	基本協定締結
令和 8 年 5 月中旬	仮契約締結
令和 8 年 7 月上旬	本契約締結

※要求水準書の添付資料は、格納した DVD を希望者に手渡しする。要求する場合は「添付資料請求書兼誓約書」【様式第 3 号】に必要事項を記入の上、電子メールに同様式を添付し、

事務局に送信して提出すること。また、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。
なお、添付資料の請求を認めるのは、以下の条件を満たす企業に限る。

- ①事業への参加を検討しているもの
- ②入札参加者の要件に示す代表企業に相当するもの

資料の取り扱いには十分に注意し、本件以外には使用しないこと。

(2) 応募手続き等

ア. 実施方針、要求水準書(案)の公表

本事業の要求水準書(案)は、令和7年1月初旬に実施方針と併せて公表する。

イ. 実施方針及び要求水準書(案)に対する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書(案)に対する質問及び意見を、様式第1号及び様式第2号により以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和7年1月31日まで

(イ) 提出方法：質問及び意見の提出方法は、原則として、添付の様式第1号及び様式第2号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付し、本市事務局に送信して提出すること。なお、総容量は10メガバイト以内に留意すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD-Rを同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○E-mail : shiseken@nishi.or.jp

○郵送先 : 〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目8番（西部総合処理センター）
西宮市環境局 環境施設部 施設整備課

○電話番号：0798-22-6601

ウ. 実施方針及び要求水準書(案)に対する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見に対する回答は、本市のホームページにおいて公表する。ただし、実施方針及び要求水準書に対する質問・意見への回答は、入札公告時に特段の訂正をしない限りは、入札公告以降も有効とする。また、提出者名は公表しない。

エ. 入札公告（入札説明書等の公表）

令和7年7月上旬に入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表し、入札公告を行う。

オ. 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア. 入札参加者の構成企業は、設計企業、建設企業及び運営・維持管理企業を含む、単一企業または複数の企業のグループにより構成されるものとし、次の(ア)から(エ)に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 入札参加者は、市との交渉窓口となる構成企業1社を「代表企業」として定めること。

なお、代表企業は、焼却施設のプラント設備の建設を担当する建設企業とする。

(イ) 本事業においてSPCを設立する場合、入札参加者の構成企業は、本事業の設計業務、建設業務又は運営業務を行う企業のうち、SPCに出資する構成員及びSPCに出資しない協力企業から構成するものとする。なお、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とする。

(ウ) 設計企業、建設企業及び運営・維持管理企業については、以下の役割ごとに分割し、各々を担当する複数の企業により構成されることを認めるものとする。

<設計企業>

① 建屋の設計を担当する企業 ※①と②は同一企業とすること。(設計事務所や、土木建築工事を担当する企業の設計部門を①の協力体制に加えることは妨げないが、②と同一企業が建築設計に関する統括的責任を負うこと。)

② 焼却施設プラント設備の設計を担当する企業

③ 既存施設解体の設計を担当する企業

<建設企業>

④ 建屋の建設を担当する企業

⑤ 焼却施設プラント設備の建設を担当する企業 ※②と⑤は同一企業とすること。

⑥ 既存施設解体の施工を担当する企業

<運営・維持管理企業>

※SPCを設立しない場合は、⑦及び⑧は、⑤と同一企業とすること。

⑦ 焼却施設の運営を担当する企業

⑧ 焼却施設の維持管理を担当する企業

(エ) 構成企業のうち、焼却施設プラント設備の設計・建設、運営・維持管理を担当する企業は、SPCを設立する場合、SPCに出資する構成員とする。

イ. 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議の上、これを決定する。

ウ. SPCを設立する場合、落札者は、仮契約締結時までにSPCを西宮市内において設立するものとする。なお、SPCには入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、入札説明書に定める参加資格申請の時点において次の各号の要件を満たしていなければならない。

ア. 共通の要件

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 代表企業は、西宮市の令和 7・8 年度指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
(登録されている本店、支店、営業所等にて参加すること。)

イ. 設計企業の個別の要件

設計企業は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 建屋の設計を担当する企業にあっては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 建屋の設計を担当する企業にあっては、一般廃棄物焼却施設の建築設計に係る竣工実績を有すること。
- (ウ) 焼却施設プラント設備の設計を担当する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①から③の平成 15 年度以降竣工実績を有すること。
 - ①全連続燃焼式ストロカ方式による焼却施設の竣工実績
 - ②廃熱ボイラー方式による蒸気タービン発電設備付き焼却施設の竣工実績
 - ③3 炉構成以上の焼却施設の竣工実績
- (エ) 既存施設解体の設計を担当する企業にあっては、一般廃棄物焼却施設について解体設計の実績（性能発注[設計数量の明記がない発注形式含む]の実績も可）を 1 件以上有すること。

ウ. 建設企業の個別の要件

建設企業は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 建屋の建設を担当する企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 1,500 点以上であること。
- (イ) 建屋の建設を担当する企業にあっては、施設規模 400t/日以上一般廃棄物焼却施設の建設工事に係る竣工実績を有すること。
 - ※共同企業体としての実績は、乙型の場合は所掌区分により判断する。甲型の場合は「出資比率 20%以上」の実績に限る。また、プラントの建設業務を行う者から、プラントを除く建築一式同等工事に係る下請けとして履行した実績については、「一次下請け」の実績に限る。（一次下請けが共同企業体である場合の実績は、乙型の場合は所掌区分により判断する。甲型の場合は出資比率 50%を超える実績に限る。）
- (ウ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する企業（代表企業）にあっては、建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。また、清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。

(エ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する企業（代表企業）にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①から④の平成 15 年度以降竣工実績を有すること。

- ①全連続燃焼式ストーカ方式による焼却施設の竣工実績
- ②廃熱ボイラー方式による蒸気タービン発電設備付き焼却施設の竣工実績
- ③3 炉構成以上の焼却施設の竣工実績
- ④施設規模 400t/日以上 of 焼却施設の竣工実績

(オ) 既存施設解体の施工を担当する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 1,500 点以上であること。

(カ) 既存施設解体の施工を担当する企業にあつては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日厚生労働省基発 401 号の 2）または「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月）に基づく、地方自治体発注のごみ焼却施設（一般廃棄物焼却施設）の解体工事の元請け完工実績を 1 件以上有すること。

※共同企業体としての実績は、乙型の場合は所掌区分により判断する。甲型の場合は「出資比率 20%以上」の実績に限る。また、プラントの建設業務を行う者から、プラントを除く焼却施設解体工事に係る下請けとして履行した実績については、「一次下請け」の実績に限る。（一次下請けが共同企業体である場合の実績は、乙型の場合は所掌区分により判断する。甲型の場合は出資比率 50%を超える実績に限る。）

エ. 運営・維持管理企業の個別の要件

運営・維持管理企業は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 焼却施設の運営を担当する企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、一般廃棄物焼却施設の運転責任者の経験を有する技術者を焼却施設の試運転開始までに配置し、なおかつ当該技術者を運営開始後 2 年間以上配置できること。

(イ) 焼却施設の運営を担当する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①から③の平成 15 年度以降履行実績を有すること。（2 年以上連続した実績に限る。）

- ①全連続燃焼式ストーカ方式による焼却施設の運転管理実績
- ②廃熱ボイラー方式による蒸気タービン発電設備付き焼却施設の運転管理実績
- ③3 炉構成以上の焼却施設の運転管理実績

(ウ) 焼却施設の維持管理を担当する企業にあつては建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。また、清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。

(エ) 焼却施設の維持管理を担当する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①から③の平成 15 年度以降履行実績を有すること。（2 年以上連続した実績に限る。）

- ①全連続燃焼式ストーカ方式による焼却施設の維持管理実績
- ②廃熱ボイラー方式による蒸気タービン発電設備付き焼却施設の維持管理実績
- ③3 炉構成以上の焼却施設の維持管理実績

オ. 市内業者及び準市内業者に対する契約に関する事項

設計・建設業務、及び運営・維持管理業務において、積極的に市内業者（西宮市内に本社・本店、及び建設業法に規定する主たる営業所を有する企業）及び準市内業者（西宮市内に支店・営業所・出張所・工場等を有する企業）を活用し、工事や業務の発注、市内人材の雇用、及び物品・消耗品等の調達を行うこと。また、それらの合計額について、技術提案書において具体的な目標値を定め、業務遂行に応じてその達成を遵守すること。なお、市内業者及び準市内業者が下請または再委託先として契約した金額については、市外企業からの最初の下請または再委託先となる場合の金額に限る。（重複していなければ、下請けの階層は問わない。）

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ. 本市において指名停止期間中である者

ウ. 清算中の株式会社である企業については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

エ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者

オ. P F I 法第 9 条の規定に該当する者

カ. 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所。また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう）

キ. 「西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

(5) SPC の要件（設立する場合）

SPC の要件は次のとおりとする。

ア. 落札者は、SPC を設立し、本市と運営・維持管理業務委託契約を締結する。

イ. SPC の本店所在地は本市内を住所とし、その資本金は次のとおりとする。

時期	資本金額
設立時	40 百万円以上
運営・維持管理業務期間の開始時	150 百万円以上（設立時+110 百万円以上）

- ウ. 構成員は必ず SPC に出資しなければならない。また、SPC への出資は構成員以外認めない。
- エ. 代表企業の出資比率は出資者中最大（50%を超える割合）としなければならない。
- オ. SPC の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出する。
- カ. SPC の株主は、本市の同意なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の一切の処分を行なってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査の手順及び方法

ア. 参加資格審査

本市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ. 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、本市に提言する。

ウ. 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ. 審査結果

本市は選定委員会の提言を受けて事業者を決定し、審査結果及び選定結果を公表する。

(2) 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、知識経験者で構成される選定委員会において行う。

選定委員（※敬称略）

委員名	所属・役職等
奥田 哲士	龍谷大学 先端理工学部 教授
春名 克彦	国際エメックスセンター 専務理事
畠田 健治	ミネルヴァ法律事務所 弁護士
吉田 有里	甲南女子大学 人間科学部 教授
山口 彩	武庫川女子大学 建築学部 講師

5 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

本市及び落札者は、落札者決定後、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

(2) SPC の設立

SPC を設立する場合、落札者の構成員は落札者決定後速やかに SPC を設立しなければならない。

(3) 共同企業体の設立

建設事業者が共同企業体を結成する場合、本市は共同企業体と建設工事請負契約を締結する。建設事業者は落札者決定後速やかに共同企業体に関する協定書を作成して本市に提出しなければならない。

(4) 契約内容に関する協議

本市及び落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨及び解釈を明確化するための協議を行うものとする。また、技術提案の項目について本市と落札者で最終調整し、技術提案書に明瞭化作業により追加した内容、ヒアリングで回答を行った内容、本市と落札者で最終調整した内容を一つの技術提案書（契約版）として取りまとめ、本市に提出しなければならない。

(5) 契約の締結

本市と落札者は契約内容の協議が整った場合において、各種契約を締結する。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア. 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ. 契約保証金

(ア) 建設工事請負契約に係る契約保証金

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するため、建設工事請負契約に基づく契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を契約締結までに納付する。

(イ) 運営・維持管理業務委託契約に係る契約保証金

運営・維持管理事業者は、運営業務及び維持管理業務の履行を保証するため、運営・維持管理業務委託契約に基づく契約金額の100分の5以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を契約締結までに納付する。なお、保険による場合、保険契約期間は事業者の任意とし、運営・維持管理業務委託契約の期間中継続することとする。

(7) 契約不適合保証金

建設事業者は、契約不適合責任の履行を保証するため、建設工事請負契約に基づく契約金額の100分の2以上の額の契約不適合保証金又はこれに代わる担保を完成検査終了後、代金の支払日までに納付する。

契約不適合保証金又はこれに代わる担保の預かり期間は、全ての工事の引渡し後、2年間とする。

6 提出書類の取扱い

本事業に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、本市に提出された資料は西宮市情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。

なお、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の事業者選定の目的以外には使用しないが、返却はしない。

III 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として別紙5に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。整備については、設計、施工に関する監理業務を実施し、運営については、別紙6に示す「モニタリング及びペナルティ制度」に基づき実施する。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 計画地に関する事項

表4 計画地に関する事項

所在地	兵庫県西宮市西宮浜3丁目8番
敷地面積	40,998.77m ² （西部総合処理センター側） 5,000.04m ² （環境事業部庁舎側）
都市計画区域区分	都市計画区域内
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下
その他	既存施設の配置は別紙2に示すとおり。

V 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中の規定に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の債務不履行又はそのおそれが生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。事業契約の解除に際して、事業者は、次期事業者の選定に最大限協力すること。
- (3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の債務不履行によらず事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の債務不履行によらない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 整備期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、工事請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。
- (2) 運営期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、協議により定める。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本市は、P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

2 その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、本市は、受けることができるよう努める。

VIII その他本事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、事業契約の締結に当たっては、令和7年6月（予定）の本市議会において議決する予定である。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

西宮市環境局環境施設部施設整備課

〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目8番 西部総合処理センター

電 話 0798-22-6601

F A X 0798-26-9091

E-mail shiseken@nishi.or.jp

様式第1号 実施方針に対する質問及び意見書

令和 年 月 日

西宮市 様

実施方針に対する質問及び意見

会社名 :
所在地 :
担当者名 :
所属 :
TEL :
FAX :
E-mail :

事業名：西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業

■実施方針に関する質問

NO	資料名	頁	項目	質問の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

■実施方針に関する意見

NO	資料名	頁	項目	意見の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

様式第2号 要求水準書(案)に対する質問及び意見書

令和 年 月 日

西宮市 様

要求水準書(案)に対する質問及び意見

会社名 :
所在地 :
担当者名 :
所属 :
TEL :
FAX :
E-mail :

事業名 : 西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業

■要求水準書(案)に関する質問

NO	資料名	頁	項目	質問の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

■要求水準書(案)に関する意見

NO	資料名	頁	項目	意見の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

様式第3号 要求水準書(案)の添付資料請求書兼制約書

令和 年 月 日

西宮市 様

添付資料請求書兼誓約書

商号又は名称 :
住所 :
代表者氏名 : ⑩

西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業について、弊社は、以下の条件に該当いたしますので、要求水準書(案)の添付資料を請求いたします。

- ①事業への参加を検討している。
- ②入札参加者の要件に示される代表企業に相当する。

請求にあたって、以下を誓約いたします。

- ・資料の取り扱いには十分に注意し、本件以外には使用しないこと。
- ・外部には漏らさないこと。
- ・事業に参加しなかった場合は、配布資料を返却すること。

・請求理由

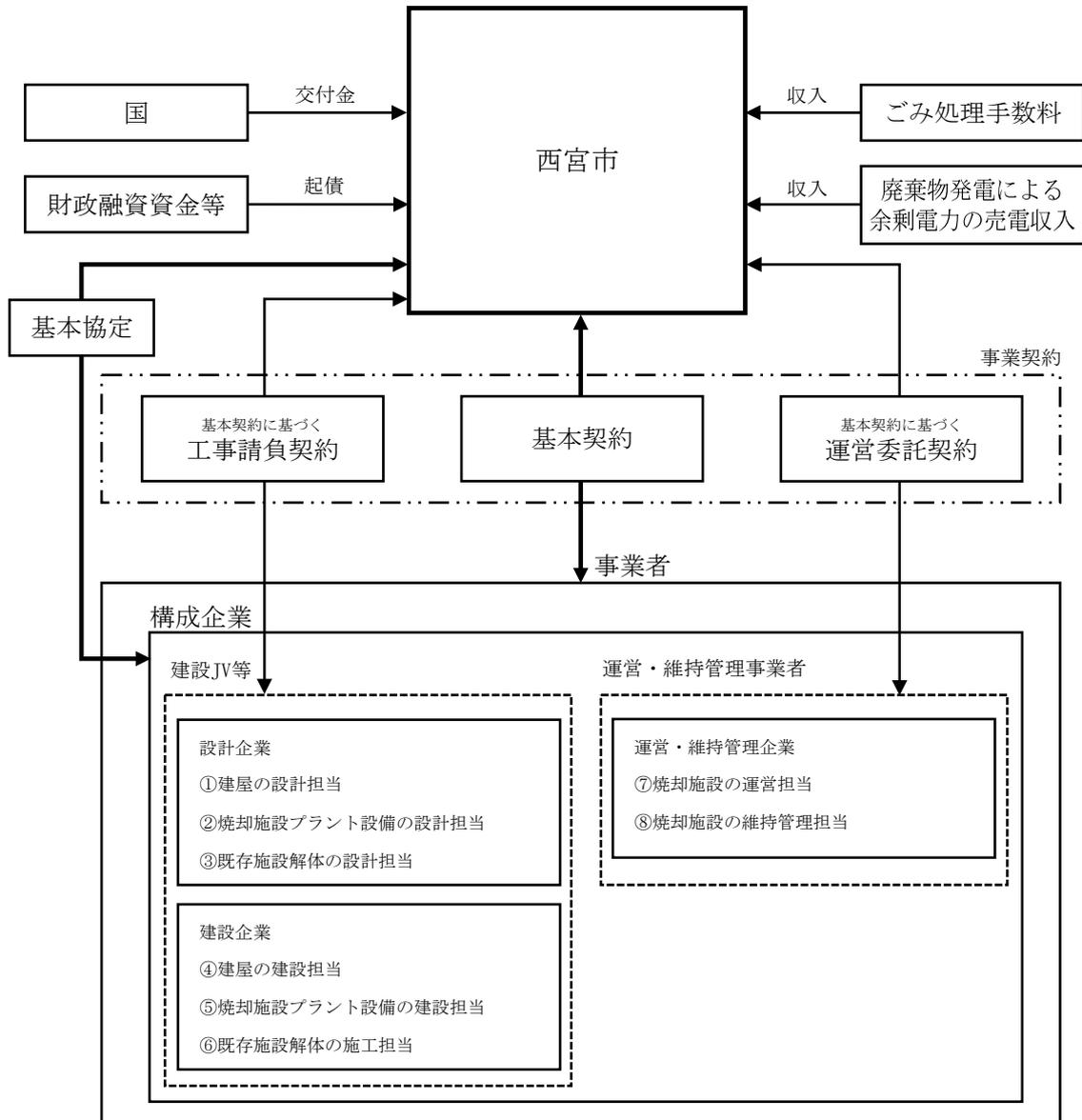
西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業に係る参加検討の参考とするため。

・担当者連絡先

担当者 連絡先	所属	
	住所	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

別紙1 事業スキーム図

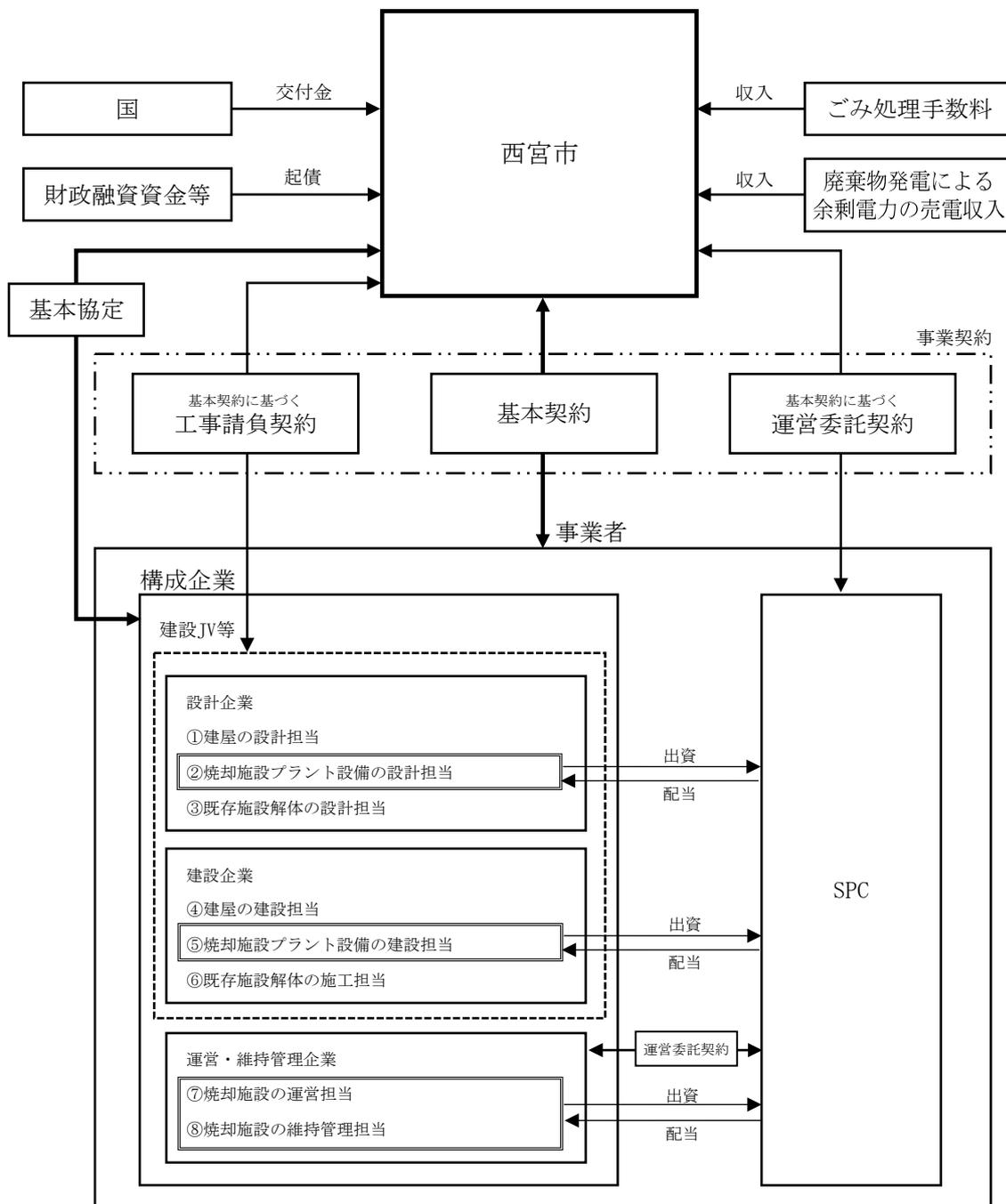
(SPC を設立しない場合)



※ プラント設備の設計・建設の一貫性、プラント設備設計と建屋設計との整合性、運営・維持管理業務の安定性のため、①・②・⑤・⑦・⑧は同一企業とすること。(設計事務所や、土木建築工事を担当する企業の設計部門を①の協力体制に加えることは妨げないが、②と同一企業が建築設計に関する統括的責任を負うこと。)

※ 建設JV等は、③・④・⑥が、⑤(①・②と同一)の下請に入る場合も含む。

(SPC を設立する場合)

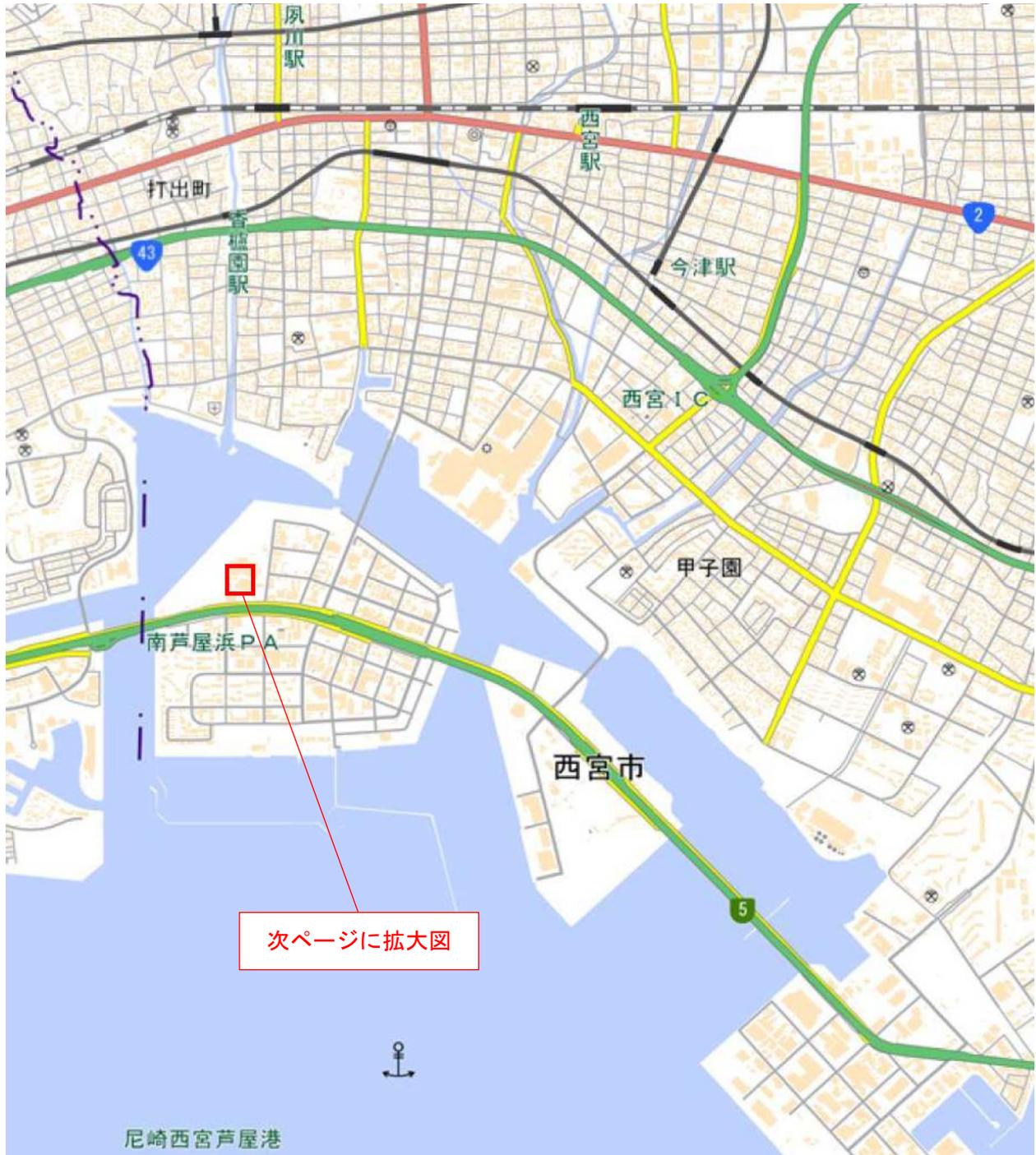


※ プラント設備の設計・建設の一貫性、及びプラント設備設計と建屋設計との整合性のため、①・②・⑤は同一企業とすること。(設計事務所や、土木建築工事を担当する企業の設計部門を①の協力体制に加えることは妨げないが、②と同一企業が建築設計に関する統括的責任を負うこと。)

※ 建設JV等は、③・④・⑥が、⑤(①・②と同一)の下請に入る場合も含む。

※ 上図では、構成企業のうち二重線で囲われた企業がSPCの構成員であり、SPCへの出資を求めることとしている。それ以外の企業については、SPCへの出資を求めない協力企業としている。

別紙2 計画地案内図



注1) 電子国土Web (<http://maps.gsi.go.jp>) を一部加工

注2) 赤枠は建設予定地

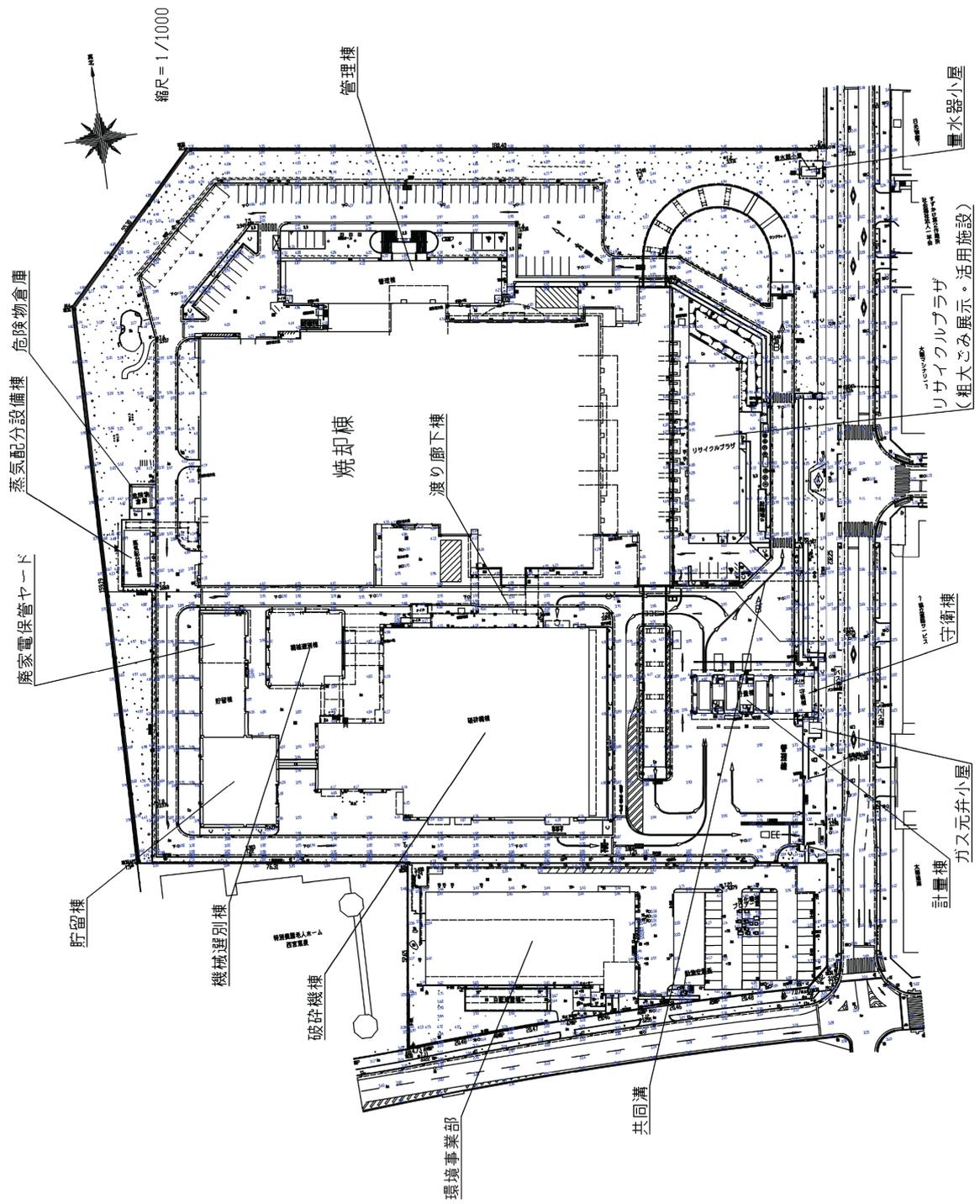


図 計画地拡大図

別紙3 本市と事業者の業務分担表

【設計・建設業務】

※「○」は主たる業務主体、「▲」は業務に係る承諾、承認、助言、支援等を示す。

業務区分	業務内容	市		事業者	備考	
		直営	別途委託			
共通	計画管理	施設整備に関する計画	○	▲		
		一般廃棄物処理基本計画	○	▲		
		一般廃棄物処理実施計画	○			
		施設への搬入計画	○			
	用地の確保		○			
	事前調査	電波障害調査			○	
		アスベスト等調査	○	▲	○	市は代表点のみを行う。 事業者は解体撤去に伴い必要な詳細調査を行う。
		ダイオキシン類調査			○	
		土壌汚染状況調査	○	▲	○	市は地歴調査までを行う。 事業者は地歴調査を踏まえて、必要に応じて試料採取等調査を行う。
		施設の供用に係る生活環境影響調査	○	▲		
		その他、施設の整備に必要な調査			○	補完的な測量・地質調査等を含む。
	届出、許認可申請等	発注者の責任で提出するもの	○		▲	事業者は支援を行う。
		事業者の責任で提出するもの	▲		○	市は支援を行う。
工事に関する市民対応	発注者の責任によるもの	○		▲	事業者は支援を行う。	
	事業者の責任によるもの (工事に関する周知等)	▲		○	市は支援を行う。	
設計業務	プラント設備設計			○		
	土木建築設計			○		
	解体撤去設計			○		
	設計監理	○	▲			
	その他			○		
建設業務	プラント設備工事			○		
	土木建築工事			○		
	解体撤去工事	▲		○	市は既存施設の不要物品等撤去を可能な限りで行う。	
	施工監理（工事監理を含む）	○	▲			
	電気主任技術者の配置	▲		○	届出上の配置技術者は事業者が配置する者とする。	
	ボイラー・タービン主任技術者の配置	▲		○		
	備品・什器・物品等の調達	○		○	市・事業者各々の責任所掌範囲のものを調達する。	
	重機の調達			○		
	電波障害対策工事	○		○	要求水準に起因するものは市が実施、事業者提案に起因するものは事業者が実施。	
その他			○			
試運転等	試運転	▲		○	ごみの搬入、処理物の運搬・処分は本市が行う。	
	性能試験	▲		○		
	運転指導			○		

【運営業務、維持管理業務】※「○」は主たる業務主体、「▲」は業務に係る承諾、承認、助言、支援等を示す。

業務区分	業務内容		市		事業者	備考		
			直営	別途委託				
共通	計画管理	一般廃棄物処理基本計画	○		▲	事業者は計画作成に当たっての助言・支援を行う。		
		一般廃棄物処理実施計画	○		▲			
		施設への搬入計画	○		▲			
		災害廃棄物処理計画	○		▲			
	有資格者の配置	廃棄物処理施設技術管理者		○		▲	管理者は市とするが事業者は有資格者を配置する。	
		電気主任技術者		▲		○		
		ボイラー・タービン主任技術者		▲		○	届出上の配置技術者は事業者が配置する者とする。	
		その他		○		○		
	有資格者を除く運営・維持管理業務従事職員の配置	設計・建設業務期間				○	運営・維持管理業務の観点から設計・建設業務の確認や助言を行える体制を構築すること。	
		運営・維持管理業務期間	市所掌の業務に関するもの	○				
			事業者所掌の業務に関するもの			○		
	届出、許認可申請等	発注者の責任で提出するもの		○		▲	事業者は支援を行う。	
		事業者の責任で提出するもの		▲		○		市は支援を行う。
	業務マニュアル・業務計画書の作成			▲		○	市は確認を行う。	
	各種報告書の作成と管理			▲		○	市は確認を行う。	
	運営・維持管理業務のモニタリング	発注者のセルフモニタリング		○		▲	事業者は支援を行う。	
		事業者のセルフモニタリング		▲		○		市はサンプリング等の立会を行う。
		市による事業者のモニタリング		○		▲		
	業務終了時性能試験			▲		○	市は確認を行う。 なお、事業者は運営事業者のみならず建設事業者も支援を行うこと。	
	関係機関との連絡調整	発注者の責任で必要なもの（大阪湾フェニックスや小売電気事業者等）		○		▲	事業者は支援を行う。	
事業者の責任で必要なもの		▲		○				
市民対応	事業の運営に関するもの		▲		○	市は支援を行う。		
	その他		○		▲		初期対応は事業者が行う。	
リスク管理（保険への加入等）			○		○	市は建物総合損害共済への加入を行う。		
受入管理業務	受付計量・料金徴収		○		▲	基本的には市が行うが、事業者は時間外対応を行う。		
	案内・指示・車両誘導		○		▲	事業者は混雑時・繁忙期の臨時場内誘導支援を行う。		
	搬入管理・不適物除去等		○					
	展開検査・指導		○		▲	事業者は支援を行う。		
	計量データの登録・修正		○					
	直接搬入者の電話受付		○		▲			

業務区分	業務内容		市		事業者	備考	
			直営	別途委託			
	インターネット予約受付システムの運用				○		
	ごみ質分析				○		
	その他基本的な受入管理		○		○	市・事業者各々の責任所掌範囲の対応を行う。	
運転管理 業務	適正運転・適正処理				○		
	焼却残渣の性状分析				○		
	灰の処分	運搬・処分業者の入札及び契約		○			
		保管				○	
		積込				○	
		引取日の調整				○	
		運搬		○	▲		
		処分		○	▲		
		料金の支払い		○			
	その他の搬出物の資源化や処分	運搬・処分業者・資源化業者の入札及び契約		○			
		保管				○	
		積込				○	
		引取日の調整				○	
		運搬		○	▲		東部破碎への焼却鉄等の不適物運搬は市が行う。
		処分・資源化		○	▲		
料金の支払い		○					
運転に必要な薬品・備品・什器・物品・用役・重機等の調達・管理				○			
排水処理設備の汚泥処理				○			
その他基本的な運転管理				○			
維持管理 業務	日常点検	市が受入管理業務で使用する重機等	○				
		事業者が各種業務で使用する機器等			○		
	機能検査	機能検査（1回/年）	▲		○	環境事業部庁舎への構内配線維持管理を含む。また、工場棟、管理棟、計量棟、外構等の土木建築物も対象を含む。市は確認、助言を行う。なお、市が受入管理業務で使用する重機等の定期点検・補修は市所掌とする。	
		精密機能検査（1回/3年）	▲		○		
	点検補修	法定点検	▲		○		
		整備補修	▲		○		
		大規模補修	▲		○		
		中央線より北側の外構等（本工事後に整備したもの）	○				
	延命化工事		○		▲		事業者は支援を行う。
	法令義務化工事		○		▲		
その他基本的な維持管理				○			
長寿命化計画（施設保全計画）		▲		○	市は確認を行う。		
長寿命化計画（延命化計画）		○		▲	事業者は計画作成に当たっての助言・支援を行う。		
環境管理 業務	環境保全	排ガス分析	▲		○	市は確認を行う。	
		作業環境測定	▲		○		
		その他必要な分析（騒音、振動、悪臭、放流水質等）	▲		○		
	生活環境影響調査の事後調査		▲		○	市は確認を行う。	
	環境保全違反時の対応		▲		○	市と運営・維持管理事業者が協力して行う。ただし、搬	

業務区分	業務内容	市		事業者	備考
		直営	別途委託		
					入物由来によると判明した場合は市の責任とする。
	その他基本的な環境管理			○	
電力管理 業務	発電・送電計画の作成	▲		○	市は確認を行う。
	売電先の入札及び契約	○			
	売電収益の管理	○		▲	事業者は売電実績等の必要な資料を市に提供する。
	環境事業部庁舎への電力供給に関する こと。(責任分界点まで)			○	
	環境事業部庁舎への電力供給に関する こと。(責任分界点以降)	○			
啓発業務	啓発施設の受付・案内	○		○	市は一般市民・社会科見学・行政視察等の受付と、見学時の案内を行う。 事業者は自由見学者からの問合せ等への対応を行う。
	イベントの開催・運営	○		▲	事業者は支援を行う。
	啓発設備の更新	▲		○	設備更新の内容やホームページ内容は市と協議する。
	ホームページの運営	▲		○	
	その他基本的な啓発施設の運営			○	
その他 関連業務	清掃・害虫等駆除	▲		○	計量棟・プラットホームなど市が受入管理業務で使用する範囲の日常清掃は市が行う。それ以外は事業者にて行う。
	植栽管理			○	
	防火管理・防災管理	▲		○	事業者は市に連絡を行う。
	保安全管理	▲		○	
	説明用パンフレットの改訂・発行等	▲		○	改訂内容は市と協議する。
情報管理 業務	図書類の管理	▲		○	市は確認、助言を行う。
	データの管理	▲		○	
	情報の解析	▲		○	
	その他基本的な情報管理			○	

別紙4 建設費及び委託料の物価変動の判断に用いる指標

区分	費用項目	指標（物価指数）	
建設費	プラント工事費（設備費）	「消費税を除く国内企業物価指数」日本銀行調査統計局	
	プラント工事費（据付費）	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/兵庫県平均」厚生労働省	
	土木建築工事費、その他	「一般財団法人建設物価調査会 建物物価/建築費指数/構造別平均(大阪)」のS造、RC造、SRC造の平均	
固定費	人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/兵庫県平均」厚生労働省	
	直接物品費（用役費除く）、インターネット予約受付システムの運営費、環境管理業務費、啓発設備更新費、その他関連業務費、SPC経費等の運営に関わる諸費用、その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局	
	修繕費（機能検査・精密機能検査費、点検補修費）、その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局	
	用役基本料金	都市ガス	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/都市ガス/該当する種類」日本銀行調査統計局
		電力	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/電力/該当する種類」日本銀行調査統計局
水道（上水、工水、下水）		「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/水道/該当する種類」日本銀行調査統計局	
変動費	用役使用料金	燃料費（ガソリン、軽油、灯油等）	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局
		薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
		都市ガス	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/都市ガス/該当する種類」日本銀行調査統計局
		電力	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/電力/該当する種類」日本銀行調査統計局
		水道（上水、工水、下水）	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/水道/該当する種類」日本銀行調査統計局

別紙5 予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表

リスク分担表（1/2）

○：主分担 △：従分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	事業者		
共通	入札説明書等リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○		
	応募費用リスク	応募費用に関するもの		○	
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等 ^{*1}	○	○	
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{*1}	○	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○		
	制度関連	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更等	○	
			上記以外の法令の変更等		○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
			上記以外の税制度の変更等	○	
		許認可リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
			市が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	△
	交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等		○	
		上記以外のもの	○		
	社会	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			上記以外のもの		○
		第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害		○
			上記以外のもの	○	
	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○	
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ ^{*2}	○	△	
		施設の供用開始後のインフレ・デフレ ^{*2}	○	△	
事業の中止・遅延に関するリスク	市の指示、市の債務不履行によるもの	○			
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○		
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{*3}	○	△		
設計段階	設計変更	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
	測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○		
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○	
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○			
	上記以外の要因によるもの		○		

リスク分担表（2/2）

○：主分担 △：従分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	事業者	
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○	
維持管理・運営段階	ごみ質の変動	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動 ^{※4}	○	△
	ごみ量の変動	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動 ^{※5}	○	△
	不適合物混入リスク	搬入されるごみ等に不適合物が混入していた場合のコスト増大 ^{※6}	○	△
	性能リスク	要求水準の不適合		○
	契約不適合リスク	維持管理・運営期間中における契約不適合責任に関するもの		○
	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	施設損傷	事故・火災等による修復等にかかるコスト増大		○
施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの			○	
ごみ収集車・搬入車に起因するもの		○		

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

※2 建設期間中、維持管理・運営期間中とも基本的には市の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。

※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※4 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合（直近5年間のごみ質分析結果に基づく平均により算出した基準ごみ低位発熱量が、要求水準書に示した基準ごみ低位発熱量に対して±20%以上の変動があったとき）には、市、事業者の協議とする。

※5 搬入されるごみ等の量の変動は、固定費及び変動費の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合（災害廃棄物によるものを除き、要求水準書に示す計画ごみ量に対して±20%以上の変動があったとき）には、市、事業者の協議とする。

※6 不適合物混入時の緊急対応は、時間内（昼間）は市が行い、時間外（夜間及び市の非営業日（日曜日と1/1～3））は事業者が行うこととする。

1. モニタリングの目的

本施設の運営・維持管理業務に対するモニタリングは、本市と運営・維持管理事業者が協力し、本施設が運営期間中に要求水準を保ち安定稼働させることを目的として実施するものであり、運営・維持管理業務委託費を削減することを目的とするものではない。

2. 要求水準を保つための措置

運営・維持管理事業者による業務内容が、運営・維持管理事業者の責により、基本契約、運営・維持管理業務委託契約、要求水準書及び技術提案書等（以下まとめて「契約図書」という）に示される運営に関する内容を満足していないと市が判断した場合、次のフローに示す手続により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。

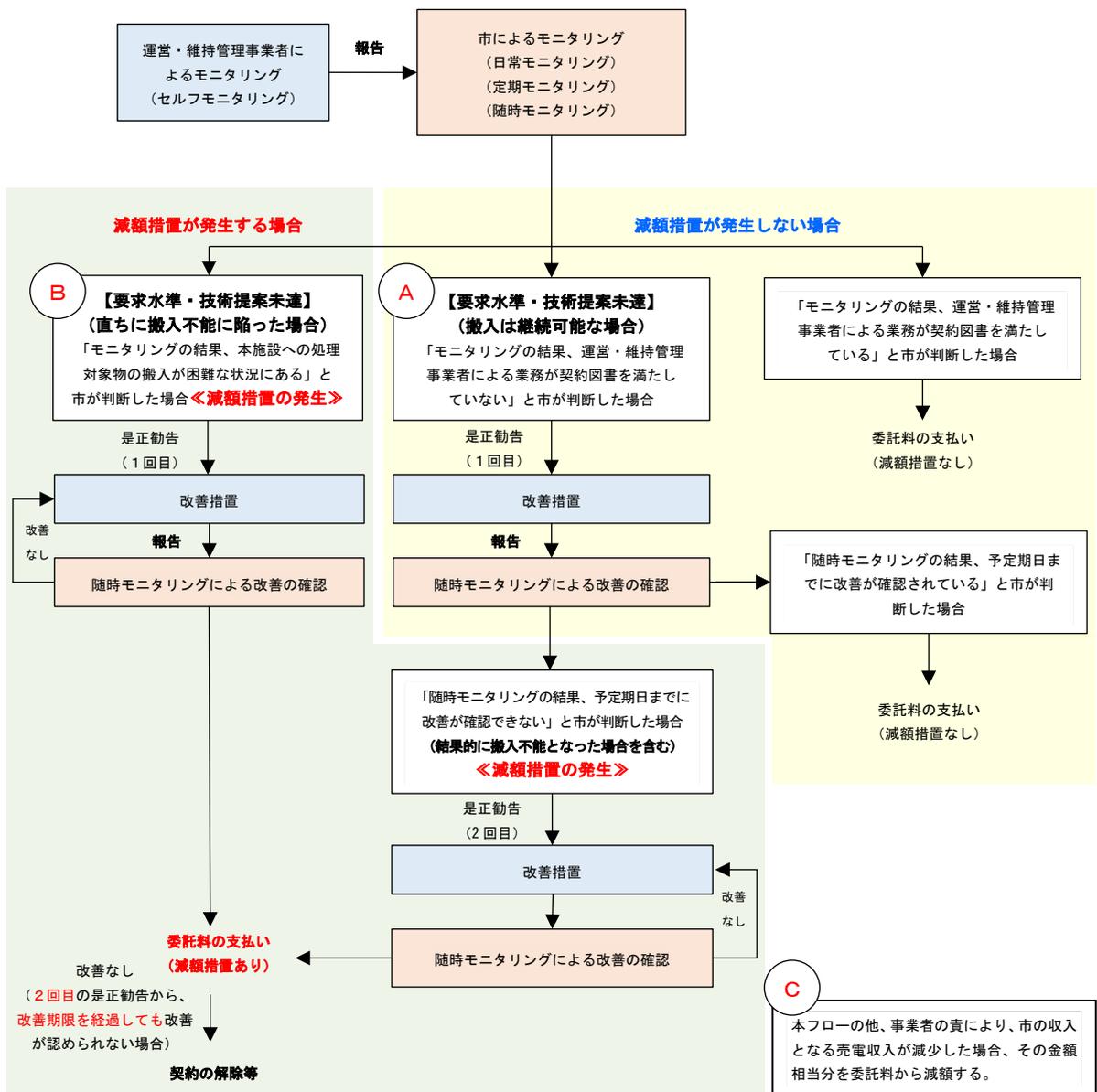


図 1 是正措置の考え方

3. モニタリング方法

(1) 運営・維持管理事業者によるセルフモニタリング

運営・維持管理事業者によるセルフモニタリングの内容は次のとおりとする。

- 1) 運営・維持管理事業者は、要求水準書等（技術提案書を含む）に基づき業務の管理及び確認をするため自らモニタリングを実施する。
- 2) 運営・維持管理事業者は、本市のモニタリング内容も踏まえた次の内容を含むモニタリング実施計画書を毎年度に作成し、本市と協議の上、本市の承諾を受けるものとする。
 - ・ セルフモニタリング内容
 - ・ セルフモニタリングの実施方法
 - ・ セルフモニタリング実施時期及びモニタリング箇所
 - ・ セルフモニタリングの実施体制
 - ・ セルフモニタリング報告等の手続き
 - ・ その他必要な項目
- 3) セルフモニタリング内容と頻度等は、原則として毎日とし、その日に実施した内容の報告を行うこととするが、各種分析や検査については適宜実施したタイミング（毎月・毎年等）での報告を行うこととする。セルフモニタリング内容と頻度等は、下表を標準とし、市及び運営・維持管理事業者による協議の上、必要に応じて項目や方法等について見直しを行うものとする。

内容		報告				
		日例	週例	月例	年次	
運営	事業計画情報	△※用役等	△※用役等	○	○	
	各運転情報	○	○	○	○	
	保守管理状況	○	○	○	○	
	各種管理記録	発電量・余剰電力量	△※変更時	○	○	○
		その他			○	○
苦情		○	○	○	○	
維持管理	機能検査・精密機能検査				○	
	点検・検査	法定点検	△※変更時	△※変更時	○	○
		日常点検			○	○
		定期点検	△※変更時	△※変更時	○	○
		自主検査			○	○
	補修・更新	定期整備	△※変更時	△※変更時	○	○
		計画補修	△※変更時	△※変更時	○	○
		事後補修	○	○	○	○
	大規模補修		△※変更時	△※変更時	○	○
改良補修		△※変更時	△※変更時	○	○	

- 4) 運営・維持管理事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状（量、組成等）について、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度等の詳細は市との協議により決定する。
- 5) 運営・維持管理事業者は、本施設から排出される排ガス、排水、焼却灰等の性状について、要求水準書（共通編）の処理条件に示す項目を含む分析項目を別途要求水準書（運営編）の「環境管理業務」に定める回数以上、分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度等の詳細は市との協議により決定し、市はサンプリングの立会を行うこととする。

(2) 本市によるモニタリング

本市によるモニタリングの内容は次のとおりとする。なお、運営・維持管理事業者は本市が行うモニタリングへの助言を行うこと。

- 1) 市は、運営・維持管理事業者のセルフモニタリング結果の報告に基づき書類と現場の確認を行うものとする。
- 2) 市は、運営・維持管理事業者による運営・維持管理業務の状況が契約図書に定める要件を満たしていることを確認するため、モニタリング（毎日、週例、月例、年次、随時等）を実施する。
- 3) 運営・維持管理事業者は市が行うモニタリングに対して、市の指示がある場合は、追加の分析検査等の実施、必要なデータの提供や資料作成等を行うこと。追加分の費用は運営・維持管理事業者の負担とする。なお、ごみ組成分析検査後の処理対象物の処理は本業務に含む。
- 4) 市のモニタリングにより要求水準未達・技術提案未達が確認された場合、市は、必要に応じて、是正勧告を行うとともに、ペナルティによる措置等を実施する。運営・維持管理事業者は、市の要請に対し速やかに対応すること。
- 5) 市は、確認頻度の違いから次の3種のモニタリングを実施する。
 - ・ 日常モニタリング（毎日）

市は運営・維持管理事業者による運営・維持管理業務の実施状況を、運営・維持管理事業者から市へ提出される業務日報、その他の業務報告書等で確認する。
 - ・ 定期モニタリング（毎週、毎月、毎年）

市は週毎、月毎及び事業年度毎に、運営・維持管理事業者による運営・維持管理業務の実施状況を、運営・維持管理事業者から市へ提出される業務週報、業務月報又は業務年報、その他の業務報告書等で確認するとともに、現地確認を行い、機械設備の稼働状況等の確認を行う。
 - ・ 随時モニタリング（随時）

市は定期モニタリングとは別として不定期に、必要なモニタリングを行う。

4. ペナルティ制度による措置

(1) 是正勧告の内容

ア 搬入不能時の是正勧告

モニタリングの結果、本市が本施設への処理対象物の搬入が困難な状況にあると判断した場合には、次の対応をとるものとする。

(ア) 是正勧告（1回目）

本施設への搬入不能が発生した場合、本市は運営・維持管理事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営・維持管理事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。

(イ) 改善の確認

本市は、運営・維持管理事業者からの改善完了の通知を受け、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

イ 要求水準未達・技術提案未達時の是正勧告

モニタリングの結果、本市が運営・維持管理事業者による業務が契約図書に定める要件を満たしていないと判断した場合には、次の対応をとるものとする。

(ア) 是正勧告（1回目）

契約図書に定める要件を満たしていないと判断した場合には、本市は運営・維持管理事業者に適切な是正措置をとることを、改善期限と併せて通告（是正勧告）する。運営・維持管理事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。

(イ) 改善の確認

本市は、運営・維持管理事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

(ウ) 是正勧告（2回目）

本市における確認の結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営・維持管理事業者に2回目以降の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び改善確認の措置を行う。

ウ 契約の解除等

本市は、是正勧告（2回目）を行った後、改善期限を経過しても改善効果が認められないと判断した場合、契約を解除することができる。

(2) 是正勧告の基準

要求水準未達・技術提案未達の場合の是正勧告の例は次に示すとおりである。

項目	内容	図1フロー
ごみ処理能力の未達	計画ごみ質の範囲内において、規定の1日当たり処理量を確保できない場合（ごみの安定的な処理のための計画的な負荷抑制の場合を除く。）	A
公害防止基準の超過	要求水準書に示す公害防止基準（排ガス、騒音、振動、悪臭、排水）、焼却残渣に係る基準（主灰、飛灰処理物）を満足できない場合	A
余剰電力量提案値の未達（毎月の計画値の未達）	事業者が提案書において示した余剰電力量を下回っている場合（ごみ量・ごみ質の変動など事業者の責に抛らない理由による場合を除く。） ※提案値は、その時点での最新のごみ量計画、及び直近5年間のごみ質分析結果を基に算出した平均ごみ質を参考に、毎年度末に翌年度分の月別計画を立てることとする。（年度途中に変更がある場合は、市と協議の上、必要に応じて変更する。）	A・C
業務実施計画書の未達	業務実施計画書とおりに業務が実施されていない場合	A
報告書の未提出	必要となる報告書が本市に提出されていない場合	A
その他	直ちに搬入不能に陥る場合	B
	上記以外の場合	A

※各項目の内容（詳細）は、本市との協議により決定する。

(3) 減額等の措置

運営・維持管理事業者の運営・維持管理業務の実施状況により、次に示す委託料の減額措置を行うものとする。なお、この減額措置によって、運営・維持管理事業者の責めに帰すべき事由に基づく本市の運営・維持管理事業者に対する損害賠償請求（ごみの外部処理費用負担やその他技術提案不履行に基づく市の損害等を含む）を妨げるものではない。

ア 減額の対象

減額の対象は、以下のとおりとする。

- ・ 要求水準未達・技術提案未達（直ちに搬入不能に陥った場合）：
委託料(月額)のうち固定費の全て
- ・ 要求水準未達・技術提案未達（搬入は継続可能な場合）：
委託料(月額)の固定費のうち20%、及び未達事案に関する費用相当分
※結果として搬入不能に陥った場合は、その日（搬入不能に陥った日）以降の分は、固定費の全てを減額対象とする。
- ・ 売電収入減少の場合：
委託料(月額)から市の電力損害相当分を控除する。

イ 減額の決定

(ア) 要求水準未達・技術提案未達（直ちに搬入不能に陥った場合）

是正勧告（1回目）を行った日を起算日として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日までの日数（搬入不能日数とし、1日未満は1日とする。）を計上する。

1月あたりの搬入不能日数の上限は設けない。

(イ) 要求水準未達・技術提案未達（搬入は継続可能な場合）

是正勧告（2回目）を行った日を起算日として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日までの日数（要求水準未達日数とし、1日未満は1日とする。）を計上する。また、1事象に対しては、1つの是正勧告を、複数の事象に対しては複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積日数を計上する。

1月あたりの要求水準書未達日数の上限は20日とする。

(ウ) 売電収入減少の場合

ごみ量、ごみ質の変動などを除き、事業者の責により、市の売電収入が減少した場合、その相当額を算定する。

ウ 減額の方法

(ア) 要求水準未達・技術提案未達（直ちに搬入不能に陥った場合）

減額方法は、次のとおりとする。なお、ケース別減額積算例を後述する。

減額後委託料(月額)

= {委託料(月額) - 搬入不能控除額} + (消費税相当額)

※搬入不能控除額 = 搬入不能日数 × 固定費日額 (全て)

※固定費日額（全て）

$$= \text{当該年度の固定費（全て）} \div \text{当該年度の日数}$$

（固定費日額は小数点以下を切り捨てるものとする。）

（イ）要求水準未達・技術提案未達（搬入は継続可能な場合）

減額方法は、次のとおりとする。なお、要求水準未達の場合の1月あたりの要求水準未達日数の上限は20日とし、1月あたりの上限日数を超える場合は20日として計算する。なお、ケース別減額積算例を後述する。

減額後委託料(月額)

$$= \{ \text{委託料(月額)} - \text{要求水準未達控除額} \} + \text{(消費税相当額)}$$

$$\text{※要求水準未達控除額} = \text{要求水準未達日数} \times \text{固定費日額 (20\%)} + \alpha$$

（ただし、要求水準未達日数は20日/月を上限とする。）

※固定費日額（20%）

$$= \text{当該年度の固定費 (20\%)} \div \text{当該年度の日数}$$

（固定費日額は小数点以下を切り捨てるものとする。）

※ α ：未達事案に関する費用相当分

（ウ）売電収入減少の場合

市の売電収入(月額)が、年度当初に提出された売電計画値(ごみ量・ごみ質の変動を考慮)から減少した場合、委託料(月額)から当該相当額を控除する。なお、是正勧告を行わずに減額する。

（４）費用の負担

要求水準未達が発生した場合の改善措置、及び搬入不能に伴う処理対象物の仮置きや外部委託等による費用負担は、全て運営・維持管理事業者の負担とし、運営・維持管理事業者の責任において実施する。

【搬入不能に伴う委託料の減額の積算例】

《月をまたがない場合》

事例①について、6/5 に搬入不能に伴う是正勧告（第 1 回目）が行なわれ、事例①が改善されるまで 25 日を要し、6/29 に事例①が改善された。

上記の場合、6 月の搬入不能日数は 25 日間となり、6 月の搬入不能控除額は 25 日間に固定費日額を乗じた値となる。

6月5日
(是正勧告1回目)

6月29日
(是正勧告終了)

事例①
搬入不能日数:25 日間

ペナルティなし

6月	7月
<p>【6月の搬入不能日数】 事例①:25 日間</p> <p>【6月の搬入不能控除額】 25 日間 × 6月の固定費日額</p> <p>【6月の減額後委託料】 6月の固定費 - 6月の搬入不能控除額</p>	<p>【7月の搬入不能日数】 0日間</p> <p>【7月の搬入不能控除額】 なし</p> <p>【7月の減額後委託料】 なし</p>

【搬入不能に伴う委託料の減額の積算例】

《月をまたぐ場合》

事例①について、6/5に搬入不能に伴う是正勧告（第1回目）が行なわれ、事例①が改善されるまで46日を要し、7/20に事例①が改善された。

上記の場合、6月の搬入不能日数は26日間となり、6月の搬入不能控除額は26日間に固定費日額を乗じた値となる。7月の搬入不能日数は20日間となり、7月の搬入不能控除額は20日間に固定費日額を乗じた値となる。

6月5日
(是正勧告1回目)

7月20日
(是正勧告終了)

事例①
搬入不能日数:26日間

事例①
搬入不能日数:20日間

6月

7月

【6月の搬入不能日数】
事例①:26日間
【6月の搬入不能控除額】
26日間×6月の固定費日額

【6月の減額後委託料】
6月の固定費－6月の搬入不能控除額

【7月の搬入不能日数】
事例①:20日間
【7月の搬入不能控除額】
20日間×7月の固定費日額

【7月の減額後委託料】
7月の固定費－7月の搬入不能控除額

【要求水準未達に伴う委託料の減額の積算例】

《月をまたがない場合》

事例①について、6/5に要求水準未達に伴う是正勧告（第2回目）が行なわれ、事例①が改善されるまで25日を要し、6/29に事例①が改善された。

上記の場合、6月の要求水準未達日数は25日間となるが、要求水準未達日数の上限値は20日間/月であることから、6月の要求水準未達控除額は20日間（上限値）に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。

6月5日
(是正勧告2回目)

6月29日
(是正勧告終了)

事例①
要求水準未達日数:25日間

ペナルティなし

6月	7月
<p>【6月の要求水準未達日数】 事例①:25日間</p> <p>【6月の要求水準未達控除額】 20日間×6月の固定費日額 ※要求水準未達日数は25日間であるが、上限値が20日間/月であるため、20日間が適用。</p> <p>【6月の減額後委託料】 6月の固定費－6月の要求水準未達控除額</p>	<p>【7月の要求水準未達日数】 0日間</p> <p>【7月の要求水準未達控除額】 なし</p> <p>【7月の減額後委託料】 なし</p>

【要求水準未達に伴う委託料の減額の積算例】

《月をまたぐ場合（1事例のみの場合）》

事例①について、6/5に要求水準未達に伴う是正勧告（第2回目）が行なわれ、事例①が改善されるまで44日を要し、7/18に事例①が改善された。

上記の場合、6月の要求水準未達日数は26日間となるが、要求水準未達日数の上限値は20日間/月であることから、6月の要求水準未達控除額は20日間（上限値）に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。7月の要求水準未達日数は18日間となり、7月の要求水準未達控除額は18日間に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。

6月5日
（是正勧告2回目）

7月18日
（是正勧告終了）

事例①
要求水準未達日数:26日間

事例①
要求水準未日数:18日間

6月

7月

【6月の要求水準未達日数】
事例①:26日間
【6月の要求水準未達控除額】
20日間×6月の固定費日額
※要求水準未達日数は26日間であるが、上限値が20日間/月であるため、20日間が適用。

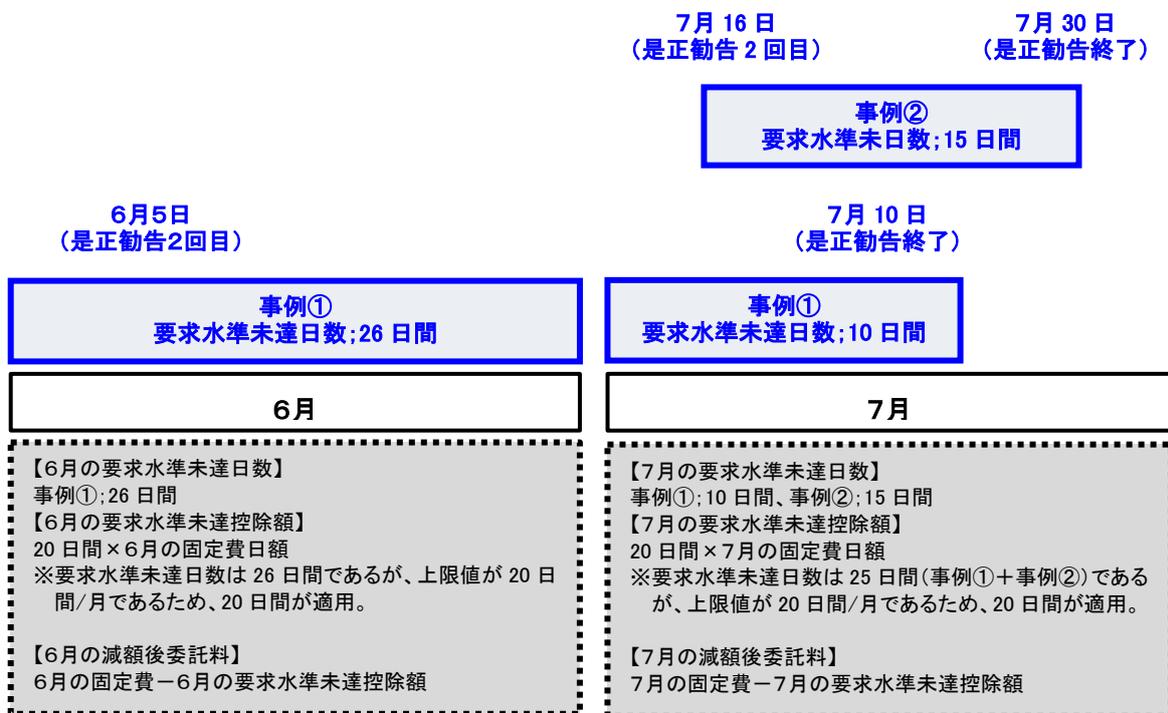
【6月の減額後委託料】
6月の固定費－6月の要求水準未達控除額

【7月の要求水準未達日数】
事例①:18日間
【7月の要求水準未達控除額】
18日間×7月の固定費日額
【7月の減額後委託料】
7月の固定費－7月の要求水準未達控除額

《月をまたぐ場合（複数事例で重複しない場合）》

事例①について、6/5に要求水準未達に伴う是正勧告（第2回目）が行なわれ、事例①が改善されるまで36日を要し、7/10に事例①が改善された。また、事例②について、7/16に要求水準未達に伴う是正措置（2回目）が行われ、事例②が改善されるまで15日間を要し、7/30に事例②が改善された。

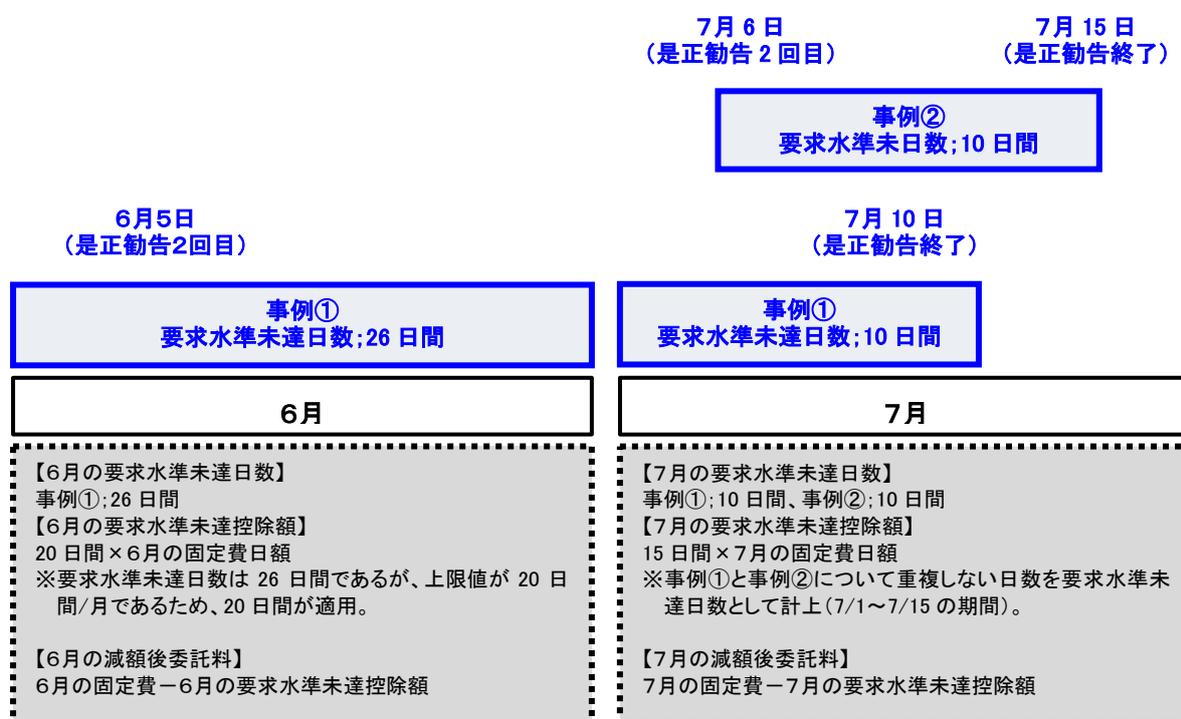
上記の場合、6月の要求水準未達日数は26日間となるが、要求水準未達日数の上限値は20日間/月であることから、6月の要求水準未達控除額は20日間（上限値）に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。7月の要求水準未達日数は事例①と事例②を合わせて25日間となるが、要求水準未達日数の上限値は20日間/月であることから、7月の要求水準未達控除額は20日間（上限値）に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。



《月をまたぐ場合（複数事例で重複する場合）》

事例①について、6/5に要求水準未達に伴う是正勧告（第2回目）が行なわれ、事例①が改善されるまで36日を要し、7/10に事例①が改善された。また、事例②について、7/6に要求水準未達に伴う是正措置（2回目）が行われ、事例②が改善されるまで10日間を要し、7/15に事例②が改善された。

上記の場合、6月の要求水準未達日数は26日間となるが、要求水準未達日数の上限値は20日間/月であることから、6月の要求水準未達控除額は20日間（上限値）に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。7月の要求水準未達日数は事例①と事例②を合わせて20日間となるが、重複期間（7/6～7/10）があることから、重複期間を除いた7月の要求水準未達控除額は15日間に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。

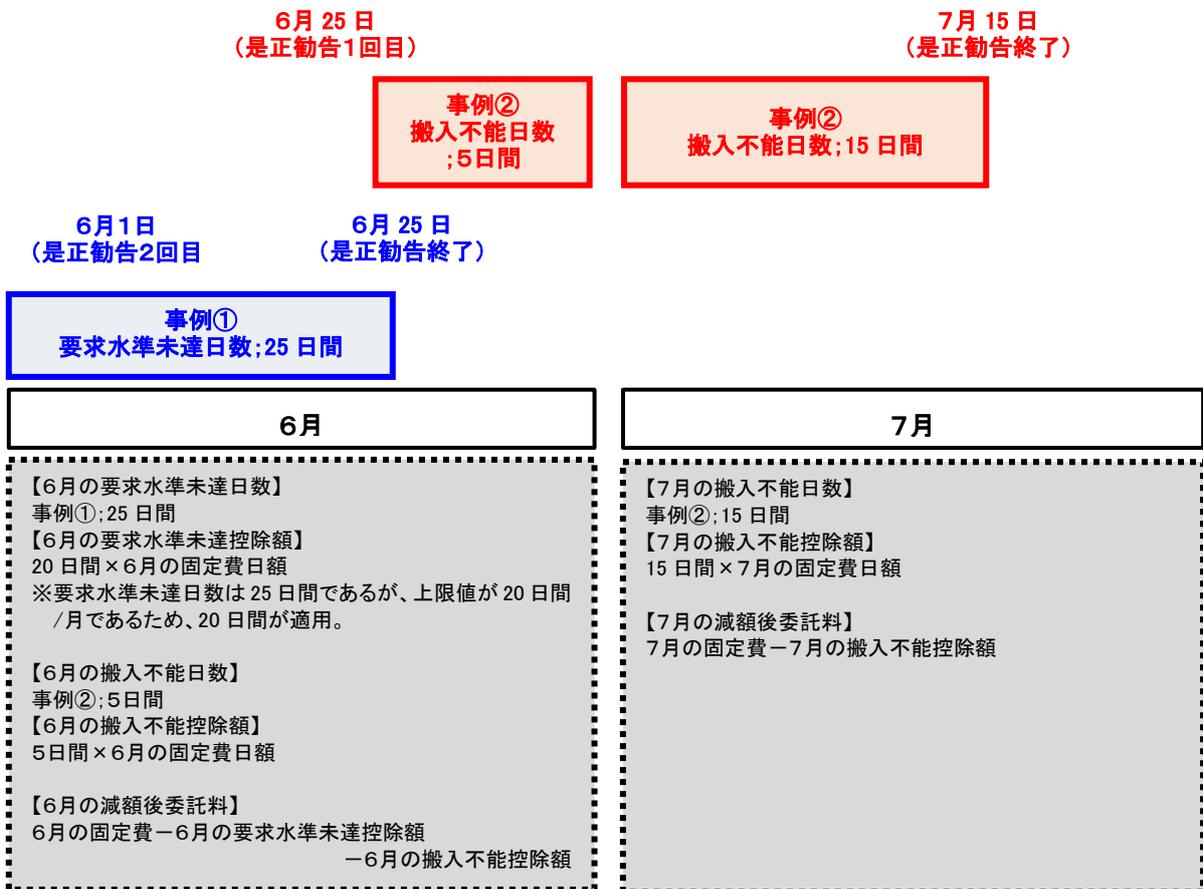


【要求水準未達及び搬入不能が同時に派生した場合に伴う委託料の減額の積算例】

《月をまたがる場合（複数事例で重複しない場合）》

事例①について、6/1に要求水準未達に伴う是正勧告（第2回目）が行なわれ、事例①が改善されるまで25日を要し、6/25に事例①が改善された。また、事例②について、6/25に搬入不能に伴う是正措置（1回目）が行われ、事例②が改善されるまで20日間を要し、7/15に事例②が改善された。

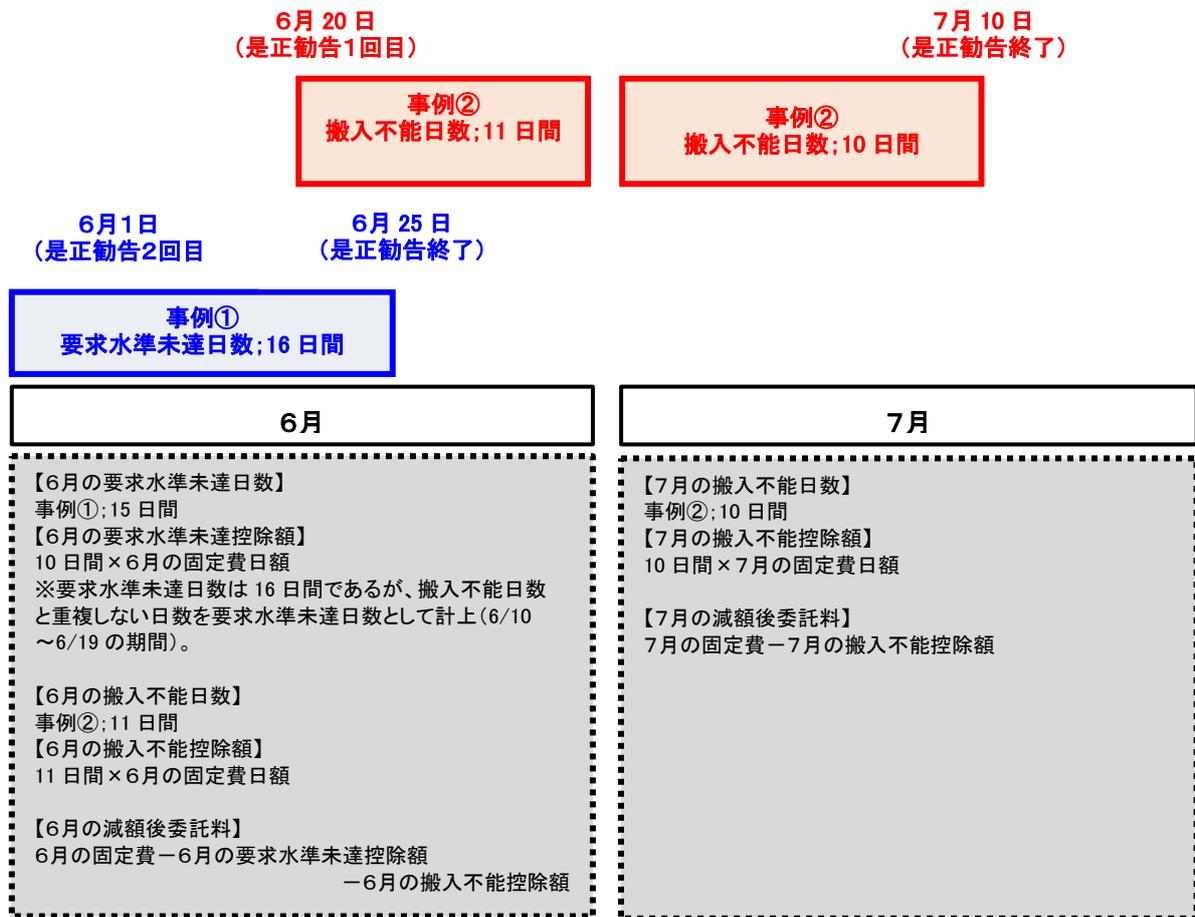
上記の場合、6月の要求水準未達日数は25日間となるが、要求水準未達日数の上限値は20日間/月であることから、6月の要求水準未達控除額は20日間（上限値）に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。また、6月の搬入不能日数は5日間となり、6月の搬入不能控除額は5日間に6月の固定費日額を乗じた値となる。7月の搬入不能日数は15日間となり、7月の搬入不能控除額は15日間に7月の固定費日額を乗じた値となる。



《月をまたがる場合（複数事例で重複する場合）》

事例①について、6/10 に要求水準未達に伴う是正勧告（第2回目）が行なわれ、事例①が改善されるまで16日を要し、6/25に事例①が改善された。また、事例②について、6/20に搬入不能に伴う是正措置（1回目）が行われ、事例②が改善されるまで20日間を要し、7/10に事例②が改善された。

上記の場合、6月の要求水準未達日数は16日間となるが、搬入不能日数との重複期間（6/20～6/25）があることから、重複期間を除いた6月の要求水準未達控除額は10日間に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。また、6月の搬入不能日数は11日間となり、6月の搬入不能控除額は11日間に固定費日額を乗じた値となる。7月の搬入不能日数は10日間となり、7月の搬入不能控除額は10日間に固定費日額を乗じた値となる。



《月をまたがる場合（要求水準未達が原因で搬入不能に至る場合）》

事例①について、6/1に要求水準未達に伴う是正勧告（第2回目）が行なわれ、事例①が改善されないことが原因で、6/20に搬入不能に伴う是正措置（1回目）が行われた。これは、事例①と同一事象が原因であるが、事例②として扱う。事例②が改善されるまで15日間を要し、7/4に事例②が改善された。これにより搬入は再開できたものの、その時点で事例①について改善されてなかったが、最終的に7/30に事例①が改善された。

上記の場合、6月の要求水準未達日数は30日間となるが、搬入不能日数との重複期間（6/20～6/30）があることから、重複期間を除いた6月の要求水準未達控除額は19日間に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。また、6月の搬入不能日数は11日間となり、6月の搬入不能控除額は11日間に固定費日額を乗じた値となる。7月の要求水準未達日数は30日間となるが、搬入不能日数との重複期間（7/1～7/4）があることから、重複期間を除いた6月の要求水準未達控除額は26日間となり、7月の要求水準未達控除額は20日間（上限値）に固定費日額×20%を乗じた値に、未達事案に関する費用相当分を加えた値となる。また、7月の搬入不能日数は4日間となり、7月の搬入不能控除額は4日間に固定費日額を乗じた値となる。

6月20日
(是正勧告1回目)

7月4日
(是正勧告終了)

事例②
搬入不能日数:11日間

事例②
搬入不能日数:4日間

6月1日
(是正勧告2回目)

7月30日
(是正勧告終了)

事例① 要求水準未達日数:60日間	
6月	7月
<p>【6月の要求水準未達日数】 事例①:30日間 【6月の要求水準未達控除額】 19日間×6月の固定費日額 ※要求水準未達日数は30日間であるが、搬入不能日数と重複しない日数を要求水準未達日数として計上(6/1～6/19の期間)。</p> <p>【6月の搬入不能日数】 事例②:11日間 【6月の搬入不能控除額】 11日間×6月の固定費日額</p> <p>【6月の減額後委託料】 6月の固定費－6月の要求水準未達控除額 －6月の搬入不能控除額</p>	<p>【7月の要求水準未達日数】 事例①:30日間 【7月の要求水準未達控除額】 20日間×7月の固定費日額 ※要求水準未達日数は30日間であるが、搬入不能日数と重複しない日数及び上限値が20日間/月であるため、20日間を要求水準未達日数として計上</p> <p>【7月の搬入不能日数】 事例②:4日間 【7月の搬入不能控除額】 4日間×7月の固定費日額</p> <p>【7月の減額後委託料】 7月の固定費－7月の要求水準未達控除額 －7月の搬入不能控除額</p>